

第4次地域福祉活動計画

(令和7年度～令和11年度)

みんなで支え合い、共につくる安心なまち



令和7年6月
社会福祉法人
甲州市社会福祉協議会

ごあいさつ

皆様方には、日頃から本会の運営及び事業の推進に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、甲州市社会福祉協議会は、平成17年11月1日の合併から20年という節目の年となる令和7年度を新たなスタートとする「第4次地域福祉活動計画」を策定いたしました。



昨今の少子高齢化や核家族化の急速な進行、高齢者世帯の増加のほか、個人の価値観の多様化や、地域におけるつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境は大きく変化し、様々な福祉課題が生じてきています。

こうした地域社会状況を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の推進役としての役目を担う社会福祉協議会は、多種多様な課題を受け止め、その解決に向けた具体的な仕組みづくりや支援が強く求められております。

本計画では、「みんなで支え合い、共につくる安心なまち」を基本理念とし、地域における見守り活動や交流の機会の創出のほか、福祉の担い手の育成など、具体的な取り組みを盛り込んでおります。

本計画の実現には、地域の皆様一人ひとりのご理解とご協力が不可欠です。ぜひ、本計画にご賛同いただき、ともに地域福祉の向上にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

本計画が、地域の皆様の暮らしに寄り添い、希望あふれる地域社会の実現に貢献できることを心より願っております。

令和7年6月

社会福祉法人 甲州市社会福祉協議会

会 長 宮 原 健 一

目 次

第1章	地域福祉活動計画策定の背景と目的.....	1
第2章	地域福祉活動計画策定に向けて	2
1.	社会福祉協議会をめぐる地域情勢	2
2.	社会福祉協議会の活動原則	3
3.	地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係	4
4.	地域福祉とは	5
5.	地域福祉を支える4つの「助け合い」.....	6
第3章	地域づくりの現状と課題.....	7
1.	第3次地域福祉活動計画の評価と課題	7
2.	各分野の専門職から見える地域課題と現状.....	20
第4章	計画の基本的な考え方	25
1.	基本理念	25
2.	基本方針	26
3.	計画の体系図.....	27
4.	社会福祉協議会事業一覧.....	28
第5章	3つの基本方針.....	30
1.	「つたわる」.....	30
2.	「つながる」.....	33
3.	「ささえる」.....	36
第6章	計画の周知と啓発.....	39
第7章	計画の進行と評価.....	39
資料編	統計データから見る地域の状況.....	40
	市民アンケート調査結果からの地域の状況.....	53

第1章 地域福祉活動計画策定の背景と目的

【背景】

近年、少子高齢化や人口減少のほか、核家族化の進展により地域社会のつながりが低下する中、貧困や引きこもり、虐待などの社会問題も複雑化・多様化しています。また、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足のほか、人々の価値観や考え方、ライフスタイルも大きく変化しています。こうした地域社会が変化していく中、家庭間や地域内におけるお互いに助け合う機会が減少し、地域住民同士のつきあいも少なくなってきました。そのため、ボランティアなどの考え方も入れながら、変化する社会の流れに適した新たな地域のつながりが求められるようになってきました。

また、複雑・多様化する地域生活課題を解決するためには、住民や住民組織・団体、社会福祉事業者、行政等が連携して解決する仕組みづくりが必要です。

【目的と計画期間】

住み慣れた地域の中で、すべての人が人としての尊厳をもち、安心して、その人らしい自立した生活を営むことができるように、お互いの地域生活上の課題を認識し支え合って「共に生きる地域づくり」を進めるため、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進を図ります。

誰もが安心して暮らすことができるよう、地域で暮らす住民や福祉活動を行っている団体等が、地域の中にある生活課題を幅広く取り上げ、それらの課題を解決するための、地域での支え合いの仕組みを作るとともに、住民や専門職などがどのように関わり解決していくか、また、社会福祉協議会として、それをどう支援し応援していくかをまとめ、地域福祉活動を計画的に実践・推進します。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化や関連計画との整合性を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

第2章 地域福祉活動計画策定に向けて

1. 社会福祉協議会をめぐる地域情勢

① 少子高齢化と人口減少の進展

- 本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしており、団塊の世代の全員が75歳を迎える2025年(令和7年)には超高齢社会を迎え、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年(令和22年)を待たず、各分野で労働力不足が広がっているといわれています。中でも福祉分野の人材不足は深刻化しており、地域福祉の人材についても、働く高齢者の増加等により、民生委員児童委員や自治会の担い手のほか、ボランティア活動を行う方々の減少が課題となっています。

② 地域生活課題

- 2040年には単身世帯が増加する見込みとなっており、特に高齢者の単身世帯の割合は高くなっています。また、家族がいない、疎遠状態である、関係が悪いなど、家族や親族に頼れない高齢者の増加が予想されています。さらに、単身世帯が増加し、孤独、孤立の問題がある一方で、多くの地域で自治会、町内会の加入率が低下しており、地縁を基盤として組織されている社会福祉協議会支部等の地域福祉推進の基礎となる組織についても、担い手不足が課題になっている地域も増加傾向にあります。
- 価値観やライフスタイルの変化の中で個人主義が強まり、地域とのつながりを求めない人が増えており、興味や関心を共有するグループやオンライン上でのつながりなどが存在を発揮しており、コミュニティの在り方は大きく変化しています。
- 長年にわたり地域のつながりづくりに取り組んできた社協としては、こうした社会の変化に対応しながら、個人が自分の意志により、参加したいと思えるような多様なコミュニティづくりに取り組んでいく必要があります。
- 具体的な取り組みとして、地域生活課題を持つ住民を中心とし、課題解決や生活支援を進めることを目的としたコミュニティづくりとともに、住民や地域の関係者の「やりたい、役に立ちたい」という声を受け止め、活動を支援するなど、誰もが活動に参加できるような環境整備と活動推進を図ることが重要になります。

2. 社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の活動原則をふまえ、各地域の特性を生かした活動を進める。

① 【住民ニーズ基本の原則】

- 社会福祉協議会の活動・事業の原点は一人ひとりの住民のニーズであり、多様な方法で把握し、それに基づく活動を進める。

② 【住民活動基盤の原則】

- 社会福祉協議会は、住民の思いや、主体的な取り組みを基盤として活動・事業を進める。
- 活動・事業を実施する際は、常に住民同士、住民と地域の関係者のつながりや支え合い、参加の機会を育むことを支援する。

③ 【個別支援と地域づくりの一体的展開の原則】

- 一人ひとりのニーズに基づく相談・生活支援等の個別支援と、住民や地域の関係者が主体的に参画する地域づくりを連動・循環させながら展開する。

④ 【民間性の原則】

- 民間組織として開拓性・即応性・柔軟性を発揮し、既存の制度にとらわれず、柔軟にニーズに対応するとともに、必要に応じて既存サービスの改善や新たな社会資源の開発、民間財源の確保に計画的に取り組む。

⑤ 【連携・協働の原則】

- 多様な地域生活課題を受け止め、対応するとともに、住民や地域の関係者による主体的な活動を推進するため、福祉関係のみならず、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯、防災など他分野の関係者と連携・共同する。
- 住民の福祉の増進を図ることを基本とする行政とのパートナーシップを構築し、役割分担に基づき、協働して活動・事業を展開する。

⑥ 【専門性の原則】

- 住民や地域の関係者との協働促進に関する経験知と信頼、幅広いネットワークを基盤として地域福祉推進の専門性を発揮する。
- 上記を実現するため、コミュニティソーシャルワークやコミュニティワーク、ケアワーク等の専門性の維持・向上に取り組むとともに、組織的な人材育成を図る。

3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

市町村自治体が作成する「市町村地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする行政計画である。

一方、市区町村社会福祉協議会を中心に取り組んできた「地域福祉活動計画」は、地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画とされています。

「市区町村地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、また住民の参加を得て策定するものであることから、内容を一部共有したり、策定過程を共有したりするなど相互の連携を図ることが必要とされています。

したがって、「市町村地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の策定・実施・評価にあたっては、地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉推進の理念などについて共有化を図ったり、また地域住民の参加による福祉活動や、その支援策を共通に位置付けるなど、相互に連携することが重要とされています。



4. 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において、性別や年齢、障がいの有無の他、経済的格差などにかかわらず、人びとが安心して暮らせるよう、住民一人ひとりがお互いに支え合い、助け合いながら地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

そのためには、人と人とのつながりを基本として、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たちのほか、地域の事業所や行政機関などと協働し、それぞれの地域課題に対し、よりよい方策を見つけ出していく必要があります。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。



5. 地域福祉を支える4つの「助け合い」

地域福祉を支える4つの「助け合い」

「自助」・「共助」・「公助」・「互助」

地域福祉活動を進めるには、公的に整備されている福祉サービスだけでなく、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し合い解決する「自助」や、地域活動や地域福祉活動を行う人たちのほか、地域の事業所などが連携、又は協力しそれぞれの特性を活かして活動をしていく「共助」が重要だとされています。

市では、公的な制度による福祉サービスの整備や、「自助」・「共助」を支援していく「公助」により、地域と協働しながら地域福祉活動を進めていきます。

さらに、福祉に関する支援を必要としている人に対して、きめ細かな配慮や支援を行っていくためには、隣近所に住む住民同士の人間関係のなかでの支え合いや助け合いである「互助」の力が欠かせません。

自助

個人や家族による支え合いや助け合い
(最も身近な個人や家族が解決にあたる)

共助

地域で活動を行っている人たちのほか、地域の事業所などが協働しながら、組織的に協力し合う、支え合いや助け合い
(「地域ぐるみ」で福祉活動に参画する地域社会全体での支え合いや助け合い)

公助

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え合い
(行政でなければできないことは、公的なサービス)



互助

身近な人間関係のなかで、互いに近所で自発的に行う支え合いや助け合い
(隣近所の住民同士の相互の支え合いや助け合い)

第3章 地域づくりの現状と課題

1. 第3次地域福祉活動計画の評価と課題

評価(事業の振り返り)として、第3次地域福祉活動計画の基本方針ごとに各事業及び新規事業の内容や進捗情報を確認し、事業ごとの成果や課題をまとめました。

基本方針1「つたわる」

目指すこと ①社会福祉協議会活動への理解者が増える
②福祉への意識や関心が高まる

社協広報事業

成果	● 広報誌では、社協だよりを「すまいる」という愛称にするとともに、全面リニューアルを図り、2色の冊子型からフルカラーの新聞型に変更、地域(支部)の福祉活動や取組等を中心に掲載した。 ● ホームページについては、誰もがアクセスしやすく、見やすいホームページを目指し、全面リニューアルを図るとともに、タイムリーな情報発信に努めた。 ● ユーチューブの他、フェイスブックやInstagram等を開設し、幅広い年齢層へ地域福祉情報や社会福祉協議会活動情報を発信した。
課題	● 社協だより「すまいる」については、年3回と限られた発行であることから、掲載記事の内容には限界がある。

甲州市社会福祉大会

成果	● 新型コロナウイルスの影響により、規模の縮小や開催の見送り、制限を設けた中での開催などを経て、令和5年度は、4年ぶりに通常開催することができ、初めての試みとして、例年開催していた記念講演に変え、地域の支え合いをテーマとしたフォーラムを開催し、社会福祉協議会関係者のみならず、広く市民へも参加の周知を行った。
課題	● 長引いたコロナ禍の影響もあり、コロナ禍以前に比べ参加者が少ないため、実行委員会で開催内容や周知方法について検討して行く必要がある。

基本方針2「つどう」

目指すこと ①地域交流の機会が増加する
②地域で交流する住民が増える

こうしゅう福祉まつり

成果	- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症もあり通常開催を見送り、福祉ポスターの募集と表彰のみ実施した。また令和3年度から通常開催しており、福祉アート展を実施し障害者の社会参加の機会とすることができた。 - 福祉関係者や障害者施設の他、市内小中学生等多くのボランティアの協力を得て開催することができた。 - 近年では、福祉まつりの開催も市民に認知されてきており、多く市民の方に参加者していただいている。また、市民と障害者、子供から高齢者等の交流の場とすることができ、相互の理解を深める場とすることができた。
課題	- 多くのブースを設けていることで情報量が多くなり、開催の目的が分かりづらくなってしまっている。多くの方々に来場していただくことで、障害者との相互理解がより深まり、地域福祉の更なる向上を図るなど、目的を明確にする必要がある。 - 参加者は増加傾向にあるが、大幅な増加が見込めていない。事業のマンネリ化により参加者が減少しないよう、魅力ある内容を検討し新規参加者を獲得できるよう検討する必要がある。

ふれあいいきいきサロン事業

成果	- 令和2年度からサロン運営・活動状況についてのアンケートを実施し、ニーズ調査及び活動状況について共有を図った。感染拡大等により活動が困難となる中、各サロンが感染症対策や家庭訪問等、工夫をしながら取り組み、地域とのつながりを持つことができた。 - 住民を対象としたサロンリーダー養成講座やサロン情報交換会・代表者会議を開催し、運営支援・情報提供を行った。また、サロン同士が意見交換を行い、交流を深める機会をつくることができた。 - 趣味的活動や広域サロンなどサロン活動の幅を拡充するため、令和4年度に要綱の改正を行った。地域住民に向けた周知啓発活動によって、新たなつどいの場の創設につながった。
課題	高齢化に伴う参加者の減少、担い手不足が課題となっている。サロン活動の継続・発展に向けて、多世代交流や活動の多様性に繋げていけるよう情報発信を行い、運営へのサポート体制を整える必要がある。

子育てサロン事業	
成果	● 子育て世帯同士や主任児童委員との交流・つながりの場になっている。 ● 子育て支援センター職員がサロンに手伝いに来るなど、市内の子育て支援関係者が連携した横のつながりが生まれた。 ● コロナ禍も落ち着き、地域を跨いでサロンに参加できるようになったことで母親同士の繋がり生まれ、参加者が増えつつある。
課題	● 共働き世代の増加による保育園等への入所時期の低年齢化など生活様式の変化により、サロンに参加する時期は以前よりも限られてきている。 ● 以前よりも子育て支援が充実してきている中でのサロンとしての存在意義を今一度見直す必要がある。
高齢者作品展事業	
成果	● 令和2年度からこれまでの一般及び老人クラブ会員の出展に加えて、趣味の教室で作成した作品も出品してもらい、多くの出品数となっている。 ● コロナ禍であったため見学の制限があり、CATVに撮影を依頼し番組として取り上げてもらった。 ● これまで勝沼市民会館を会場としていたが、令和5年度から勝沼健康福祉センターに変更した。このことによって、温泉に来る一般のお客様にも目に触れる機会ができ、多くの方に作品を見てもらうことができた。
課題	● 多くの方にふれあい作品展を知っていただくことができたので、今後とも更なる事業周知に努めていく。
敬老事業	
成果	● コロナ禍の影響と高齢者の増加に伴い、訪問形式により事業実施する地区が増えてきており、より多くの敬老者に祝品を渡し長寿を祝うことができた。
課題	● 訪問形式への移行により、敬老会等の開催は見送られていることから、敬老者同士の交流の機会は減少した。
市民福祉交流事業	
成果	● 市内障害者施設や福祉施設が授産製品等を出店することで、障害者支援や施設を知ってもらう機会となっている。 ● 11月のイベントとして少しずつ定着してきているため、来場者数も安定してきている。

課題	● 例年同じような内容で開催し、それなりの成果もあるが、マンネリ化という意味では検討が必要。
母子父子研修事業	
成果	● 令和2年度はコロナ禍で事業が中止となった。 ● 令和3年度からはコロナ禍でも開催できるよう、今までの県外への外出という形ではなく、市内において親子で一緒に製作活動を行う形に変更をした。 ● 親子で共に製作活動を行ったり、ピアノ演奏を一緒に楽しむ時間ができて、親子の絆を深めることができた。 ● 母子父子自立支援員や母子父子相談員との交流も図ることができた。
課題	● 母子父子相談員の対象世帯は減少傾向にあるが、市内のひとり親家庭が少なくなってきたわけではなく、どのようにアプローチしていくか、周知方法も含め検討が必要である。 ● 事業内容については委託元である市との協議が必要である。

基本方針3「つながる」

目指すこと ①家族や地域の人たちとつながり、だれもが安心して生活できる
②どこからでもつながる連携のしくみができる

支部社協事業活動支援事業

成果	● 他団体との共同による事業実施のほか、合同会議や合同研修会を開催した支部もあり、地域における連携が少しずつ進んでいる。 ● コロナ禍を機に、訪問形式による事業が盛んに行われた。
課題	● 他団体との相互理解や連携等に苦慮している支部もあり、支部ごとの取組状況に差が出ている。

ファーストスプーン事業

成果	● 子育て世帯と民生委員との顔合わせのきっかけとなっている。 ● 地域で子育て中の家庭の情報が把握できる。
課題	● スプーンを配ることで関係が終わらないように、配布後も子育て世帯とのつながりを保ち、孤立防止及び必要な支援につなげることの必要性を関係者間で共有する。 ● 配布後の対象世帯との関わりが不足している。

一人暮らし老人親睦事業

成果	● コロナ禍を機に、訪問形式による事業が定着してきており、より多くの一人暮らし高齢者と関わりを持つ機会となった。
課題	● 訪問形式への移行により、集いの場としての開催が見送られていることから、高齢者同士の交流の機会が減少した。

声かけ配食サービス事業

成果	● 一人暮らし高齢者等の食の確保ができ、見守りをすることで住み慣れた地域で安心して生活することができている。 ● 利用者の費用負担を軽減することで、希望者が利用しやすくなった。
課題	● 大和地区の配達業者がなくなってしまった。新たな業者の確保、又は配達方法の検討が必要である。 ● 利用者が微増傾向であるため、本来必要である方への事業周知を行うことで利用につながるようにする。

老人趣味のグループ活動事業

成果	● コロナ禍によりカラオケ教室の開催を見送っていたが、新たな教室を開始するなど、地域の高齢者の交流の場とすることができた。 ● 発表会を開催することで、日ごろの学習の成果を発表することができるとともに、他の教室の生徒との交流の輪を広げる機会となった。
----	--

課題	● 新規の申込者が少ないこと、申込者の高齢化により、参加者が年々減少傾向にある。 ● 新規申込者を獲得できるよう事業周知を行うとともに、魅力ある教室の開催を検討する必要がある。
各種福祉団体事務局運営 (甲州市老人クラブ連合会運営事業)	
成果	● “老人クラブ”は”高齢者の集まり”というイメージを変えるべく愛称を公募し、「甲州市なごみクラブ」として活動している。 ● さらに、これまで実施してきた事業を見直し、会員に興味を持ってもらえるような事業を毎年企画している。 ● 広報誌「なごみライフ」も一新し、“気づき”と“つながり”を大切にした内容を提供するよう心掛けている。
課題	● 単位クラブの休会・解散、会員の減少が毎年続いている。このことは地域での課題と同じく、役員のなり手がいないことや趣味趣向の多様化によって老人クラブに入らないという選択をしている方が多いと考えられる。目的や必要性を伝えるだけでは続いていかないと考えられる。 ● 現状そしてこれから先を見据えて、新しい形の団体になっていくことが必要である。
(甲州市民生委員児童委員連絡協議会運営事業)	
成果	● 偶数月に地区会長会議、奇数月に地区定例会を開催し、情報共有及び情報交換を行った。 ● 改選年度には委員交代によって支援が途切れないように、地区ごとでの引継ぎ会や新任者に向けた研修会等を開催した。 ● 令和5年度は、コロナ禍で開催できなかった全体研修会を開催できたなど、徐々に通常の活動に戻りつつある。
課題	● 就労年齢の延長等、生活様式の変化による担い手の不足地区・個人として、民生委員の活動内容に差が出てきている。 ● コロナ禍を経て定例会の在り方などが変化し、委員同士の交流が減っている。
(甲州市ボランティア連絡協議会運営事業)	
成果	● グループ同士が交流することで、横の連携強化につながり、情報共有を図ることができた。また、研修会・先進地研修を実施し、会員の研鑽に努めた。 ● 令和5年度からボランティアふれあいまつりに代わり、こうしゅうこども食堂を開催し、小・中学生とボランティアが世代間交流できる場を

	提供することができた。
課題	● 会員の高齢化により、ボランティア数が減少している。新規グループ・会員の加入につながるよう、増強に努める必要がある。
(甲州市視覚障害者福祉会運営事業)	
成果	● 事業の開催により、視覚障害者の外出機会を創出することができた。 ● 会員相互の親睦を図り、情報交換の場となった。
課題	● 会員数が減少しており、今後の運営について検討していく必要がある。
(甲州市母子父子相談員連絡協議会運営事業)	
成果	● 会の運営として役員会を開催し、定例会では母子父子相談員同士の情報共有や意見交換を行った。 ● ひとり親家庭の相談相手や見守りという立場で活動できるよう、視察研修や座学研修を行った。 ● 自主事業として市内児童養護施設への寄付物品贈呈事業を実施した。 ● 市内の対象世帯を訪問し、見守り、つながり支援事業を実施した。
課題	● 市の母子父子自立支援員との連携や相談体制の確立が必要である。
(共同募金会甲州市会事業)	
成果	● 募金が地域福祉に果たしている役割の大切さを、社協だより、報告書配布等を通じて情報発信、周知に努めた。 ● 区長・支部長・民生委員児童委員連絡協議会会長等の協力をいただくことで、一般家庭からの募金、事業所、職場等からの募金協力へつなげることができた。
課題	● 世帯数が減少していることなどの理由から、募金額は減少傾向にある。寄附付き自動販売機や協力企業の開拓など、様々な形で住民が気軽に地域福祉に貢献できる仕組みづくりを構築していくことが必要である。
権利擁護支援センター事業等(後見中核機関)	
成果	● 令和元年に権利擁護支援センターを設置し、権利擁護に関する相談・支援・サポートを一括で対応している。また、後見中核機関を令和5年度より甲州市から受託している。 ● これまでの権利擁護に関する対応に加えて後見中核機関としての業務を適切に実施できている。
課題	● 令和5年度から受託した後見中核機関について、まだ関係機関への周知が十分でない。

	● 後見中核機関で実施している支援推進会議をより効果的に活用していく必要があり、関係機関への周知が必要である。
(日常生活自立支援事業)	
成果	● 高齢者及び障害者で自己決定能力が不十分な方が安心して地域で自立した生活が送れるよう、支援をすることができた。 ● 関係機関と情報共有や連携を図りながら対応することができた。 ● 令和2年度から日常生活自立支援事業の基幹社協となり、相談から契約まで一連の流れにスムーズに関わることができるため、契約件数の増加につながった。
課題	● 年々相談件数は増加傾向にある。相談ケースの中には日常生活自立支援事業の対象にならないケースも見受けられるが、他の関係機関と連携して問題解決への糸口を見出していくことが必要である。 ● 契約件数の増加に伴い業務が煩雑にならないよう、専門員、生活支援員、市民支援員同士の連携を強化して、互いに相談や確認ができる体制にしていくことが必要である。 ● 認知面低下などに伴い、いずれ後見制度への移行検討が必要になるケースも多いため、見極めが必要である。
(無料法律相談、心配ごと相談)	
成果	● 地域の人々がいつでも気軽に相談ができる環境ができた。 ● 関係機関と情報共有や連携を図りながら対応することができた。 ● 住民の困りごと解決に向けて専門家に相談できる機会をつくれた。
課題	● 地域の関係機関や支援機関との情報共有や連携が必要である。
生活困窮者自立支援事業	
成果	● 自立相談支援機関に加え、令和4年度から家計改善相談事業を実施し、就労や生活に不安を抱える生活困窮者からの電話の問合せ、来所面談、訪問相談等(食糧支援も含む)を行った上でプランを作成し、自立に向けた支援を行った。 ● 相談を受け、関係機関へのつなぎや相談が終結した方、プランを作成して支援が終了した方に対しても、その後再び困窮状態にならないよう、経過観察を行った。 ● 広報誌、ホームページへ掲載、出張相談、関係機関の窓口へのパンレットの配置により、事業周知を行った。 ● 令和2年度から開始した新型コロナウイルス感染拡大にかかる特例貸付における総合支援資金(初回・延長・再貸付)及び特例貸付利用者に対しても、本事業で相談を受付け、関係機関を連携し、より効果的に

	低所得世帯等の自立促進を図れるよう支援を行った。
課題	● 生活困窮者が抱える課題は複合化・複雑化の傾向にある。 ● 生活改善や本人自身の就労面を向上するという意識が低い方も多く見受けられ、事業利用等につながらず、相談支援で留まることが多くなっている。各事業の利用を行う前段階として本人の意識を自立に向けるための支援や他機関と連携して本人の課題に関わる時間を費やすことが少なくなかった。 ● 今後、本人自身で生活に関する困り感や自立に向けた意識を持ってもらえるような取組をより多く行っていくことが必要である。 ● その上で、自立支援に向けて個々の特性や環境等に応じた支援をより強化していくことが重要である。
生活支援体制整備事業(第1層協議体) ※第1層＝市内全域	
成果	● 協議体会議の中で地域課題の掘り起こしを行った。 ● 今後の取組の参考として、先進地への視察研修を行った。 ● 支え合い活動の周知啓発として、「地域みんなで支え合いフォーラム」を開催した。
課題	● 支え合い活動の周知不足(自分ごととして捉えられていない)。 ● 第2層との連携(地域課題が上がってこない)。 ● 具体的な取り組みへと繋がっていない(地域課題が絞れていない)。
生活支援体制整備事業(第2層協議体) ※第2層＝小学校区単位	
成果	● 令和4年度に市から生活支援体制整備事業を受託した。社会福祉協議会支部を第2層協議体と位置付け、各支部が地域の実情に合わせた活動に取り組んでいる。特に、民生委員児童委員など他団体との連携に向けて福祉マップ作成や合同研修会等、新たな取組を始めた支部も増加し、協働意識の醸成につながった。 ● また、社会福祉協議会の各支部に担当職員を配置することで、顔の見える関係性による継続したサポート体制の構築を図った。 ● 生活支援コーディネーターとして「地域の集いの場」に出向き、地域資源や活動の把握に努めた。地域の取組は社協だよりや SNS に掲載し多くの住民に支え合いの地域づくりを知ってもらう機会を設けた。
課題	● 支え合いの地域づくりを推進するため、住民に本事業を知ってもらえるよう広く周知・啓発活動を行っていく必要がある。 ● また、支部と関係団体が共通認識を図り、地域の実情に即した取組への働きかけや地域課題の掘り起こしに向けて、地域との継続的な関わりを築き、第1層・第2層及び関係機関とが連携を密に図り取り組んでいく必要がある。

基本方針4「になう」

- 目指すこと ①新しい人材が担い手として活躍する
②担い手の自発的な活動を継続的に支援する

ボランティアセンター運営事業

成果	● ボランティアコーディネーターを中心とし、ボランティアに関する相談や調整等を行った。また、ボランティアだよりやボランティアボードを通じて市内のボランティア活動の情報提供を図りながら、各種事業を開催することで、ボランティアの育成や推進に努めることができた。
課題	● ボランティアの高齢化・減少により、新たな人材の担い手不足となっている。今後、多様なニーズに応えるためにも新規ボランティアや若年層へのボランティアの獲得に向け、SNS の活用や家庭でもできるようなボランティア活動を提示していく必要がある。

手話通訳奉仕員等育成事業

成果	● 講座開催により、ろう者のよき理解者である手話奉仕員の養成をすることができた。
課題	● 手話奉仕員登録後の活動の場が少ない。 ● 例年講座申込者が少ないため、周知方法を検討する。 ● テキスト変更に伴い、開催方法を検討する必要がある。

訪問介護・総合事業

成果	● コロナ禍で職員は、日々感染防止対策を講じながらの緊張した状況下での訪問活動であったが、感染した利用者にも希望に応じサービスを提供するなど対応し、この5年間で事業所内でのクラスター発生はなく、事業継続できたことは大きな成果であった。 ● 介護職員の人材不足の中で、処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅱ・ベースアップ加算の取得、さらに令和6年度には改正された新しい処遇改善加算Ⅰの申請を行い、介護職員の処遇改善を図った。 ● 市民のニーズに対応できるよう職員確保に努め、令和5年3月から常勤3人体制を整えた。 ● 令和5年度から ICT 化を図り、指示・報告・連絡がタイムリーに行え、事務量が軽減できる体制を整備した。 ● 毎月定例ミーティングを開催し、事例検討・研修等を行い資質の向上に務めた。令和5年からネット配信研修の委託を行い、個人研修計画の策定・実施の体制を整備した。
----	--

	● 社協の居宅介護支援事業所として、市民のニーズに可能な限り対応できるよう努め、他の事業所が受けにくい、山間部の利用者支援等を積極的に行ってきた。 ● 令和4年度には、災害及び感染症発生時の BCP 計画の策定を行った。また、令和5年度には虐待防止・感染症予防の指針の策定を行った。
課題	● 安定経営には、常勤・非常勤を含む人材確保を行い、一定の事業規模をもつことが必要である。 ● 策定した各種 BCP 及び各種指針の見直しを行い、緊急時の対応ができるよう各種委員会の開催はもとより、実践的な訓練・研修を行い、事業継続ができるよう体制を整えていくことが必要である。 ● 計画期間中、利用者の減少とともに入浴車の老朽化が重なり、身体障害者の訪問入浴及び重度訪問介護事業を終了した。 ● 当事業所は小規模であり、複数の事業を実施するマンパワーが不足しており、多様なニーズへの対応が困難になっている。
居宅介護支援事業	
成果	● 令和2年度当初、常勤3名体制で支援にあたったが、令和6年度には常勤5名体制となり、人材を確保することで、地域住民のニーズに対し介護の相談窓口としての役割や支援を行うことができた。 ● コロナ禍においては、職員の感染対策に努め、感染を最小限にとどめたことで、利用者への支援を継続できた。 ● 社会福祉協議会の居宅介護支援事業所として、広く市民に介護についての情報を発信できるよう、令和4年度から開始した「介護者のつどい」を年 2 回のペースで継続し、参加者から好評をいただいている。 ● 支部研修会等、支部活動に参加し、地域とのつながりを学び業務に活かした。 ● 令和5年度にはキャラバンメイトとして、塩山高校にて認知症サポーター養成講座を開催し、認知症理解のための活動を行った。 ● 令和4年度には災害及び新型コロナウイルス感染症の事業継続計画(BCP)の作成を完了し、その後は定期的な各種委員会の開催、研修、訓練、計画の見直し等を実施し、発災時や感染症の蔓延に市民への支援が滞ることのないよう準備ができた。また、令和5年度には虐待防止と感染症予防の指針を策定し、研修等を実施した。

課題	● 今後も他部署と連携しながら、人材の確保・養成に努め市民のニーズに対応できる体制づくりが必要である。 ● 各種研修会への参加や事業所内でのケース検討を充実させ、今後も質の高いサービス提供を維持していくことが重要である。 ● 「介護者のつどい」においてはメンバーが固定しつつあるため、周知を徹底し多くの方に参加いただくことが必要である。 ● 地域へ出向く活動や勝沼健康福祉センターでの相談の機会を持ち、地域の暮らしの現状を知るとともに、介護の相談対応や介護情報の発信をするなど、社会福祉協議会の居宅介護支援事業所としての機能を生かせるよう取り組んでいくことが必要である。 ● 令和4年度に作成した事業継続計画(BCP)の見直し、訓練、研修等を行いながら、発災時や感染症の蔓延時に速やかな対応を行うことが重要である。
訪問看護事業	
成果	● 市民の訪問看護にニーズに対応できるよう職員体制の充実に努め、令和2年の常勤2名体制から令和6年には4名体制とした。 ● 平成30年度に立ち上げた本事業だが、令和2年からの計画期間中赤字を出すことなく経営の安定化を図ることができた。 ● 計画期間中に山梨県看護協会主催のトータルサポートマネージャー(TSM)研修を2名が受講し、事業所を超えて地域の医療・介護の相談支援ができる体制づくりと実際の支援を行った。 ● 令和5年度から ICT 化を図り、タイムリーな情報共有と業務の効率化を図った。 ● 令和4年度に事業継続計画(BCP)を策定し、その後は定期的な各種委員会の開催、研修、訓練、計画の見直し等を実施し、発災時や感染症の蔓延に市民への支援が滞ることのないよう準備を行った。
課題	● 医療依存度の高い利用者や独居、老々介護者が増え、夜間や緊急訪問の回数の増加等に伴い、市民のニーズに対応できる職員の確保が必要である。 ● 社会福祉協議会の事業所として、市民の医療と介護の相談に対応できる体制づくりを行う必要がある。 ● 令和4年度に作成した事業継続計画(BCP)の見直し、訓練、研修等を行いながら、発災時や感染症の蔓延時に速やかな対応を行うことが重要である。

災害関連事業(災害ボランティアセンター、義援金等)	
成果	● 令和3年度には、山梨市を会場として実施された山梨県地震防災訓練に防災ボランティアと共に参加し、実践的な訓練を行った。 ● 令和4年度には、静岡県台風15号災害への対応として、静岡市災害ボランティアセンターに職員1名を派遣し、現地での経験を積んだ。 ● 災害時における社会福祉協議会相互支援協定の登録職員を中心に、やまなし福祉救援推進員研修会及び災害ボランティアセンター運営者研修等に参加した。 ● 災害ボランティアセンター設置運営に係る職員研修を開催し、災害ボランティアセンターの目的、センター内における各担当の役割について共通認識を図ることができた。
課題	◆ 更なる職員の資質と知識向上のため、災害時相互支援協定を締結している関係機関と連携を図りながら、災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施していく必要がある。 ◆ また、令和7年に山梨県地震防災訓練が本市において開催されることに併せ、防災訓練を行い、災害ボランティアセンター運営スタッフの気運を高める契機とする。

2. 各分野の専門職から見える地域課題と現状

(1) 生活支援体制整備事業(第1層協議体) ※第1層＝市内全域

移動手段

- ✓ 公共交通機関が充実していない地域においては、高齢者の免許返納後の移動手段の問題や、買い物後の荷物の運搬などの課題がある。

地域のつながり

- ✓ 高齢化が進んでいる当市においては、まず地域の役の担い手不足があり、それに伴い一部の同じ人が複数の役職を兼ねているため負担が大きくなっている。
- ✓ 自治会の組未加入者の増加に伴い、災害時も含め日々の生活の中でどうコミュニケーションをとるかが課題であり、また、高齢の方にとっては組の役職を担うことに不安があるため、組に入りたいが困っている方もいる。
- ✓ コロナ禍の影響により、地域のつながりが希薄化してきている。また、生活様式の変化を受け、共働き家族が増加傾向にあり、地域行事への参加も少なくなっている。
- ✓ 少子化に伴い地域の子どもの数が減少しており、子どもの声がしないと地域が活性化していかないとの声も挙がっている。
- ✓ いきいきサロンなど地域の集いの場に男性の参加者が少ない。(ただし、男性にとっては畑が集いの場になっている。)

生活支援

- ✓ 雪が降ったあとの雪かきや凍結の問題。高齢者が増えてくると、ご近所同士での雪かきも困難な状態になる。
- ✓ ゴミ出しの課題。地域の中にはゴミ出しが困難でありながら、必要な支援が受けられない方もいる。

(2)生活支援体制整備事業(第2層協議体) ※第2層=小学校区単位

地域のつながりの希薄化

- ✓ 少子高齢化が進む中、新型コロナウイルス感染拡大の影響による地域活動の縮小化に伴い、住民が集まる場が減少している。
- ✓ 自治会の役の負担が大きいことや移住等により、組に入っていない住民が増えたことで、地域の関わりが薄くなっている。
- ✓ ライフスタイルの多様化により、地域で子どもや近隣住民が歩く姿を見かけることが少なくなり、あいさつや声をかける機会も減少している。

地域の防災力

- ✓ 各地域では、防災に対する意識や関心は強く、有事の際にどのように地域で助け合い、対応できるのか課題として挙がる声が多い。
- ✓ そのためには、各関係機関・団体が互いの役割を理解し共通認識を深め、日頃からの連携体制を築いていくことが求められる。

周知・啓発活動の強化

- ✓ 社会福祉協議会支部では、地域の支え合い・見守り体制を構築するため、民生委員児童委員等の他団体と連携し、地域の実情に合わせた活動に取り組んでいる。
- ✓ この取組の目的を地域で理解し合い、垣根を超えたつながりを持つことが必要となる。
- ✓ そのためには、多くの住民に地域の支え合いを知ってもらい、自分事として感じてもらえるよう多世代に応じた周知・啓発活動と情報発信が必要である。

(3) 相談支援

(日常生活自立支援事業・法人成年後見事業・権利擁護支援センター)

- ✓ 高齢独居世帯、高齢者のみ世帯、高齢の母親と息子世帯などが増加する中で、生活に何らかの不安を抱え、生活自体に支障が出て困っている方が増えてきている現状がみられる。
- ✓ 自治会の組への未加入者など、近隣住民との交流が少なくなっている人が増えている。
- ✓ コロナ禍で人との交流がなくなり、外出の機会が減った人も多い。
- ✓ 人との交流が減ることで、困っていることを声に出せないといったことや伝えられないといった問題にも繋がる。
- ✓ 高齢化に伴い認知症などの疾患を抱える人も増えている。また、認知症などの疾患があった場合でも、支援者が関わることで本人の権利が守られるようにしていくことが必要である。
- ✓ 自ら困っていることを発信することは難しい場合が多く、周りの支援者が気づき相談に繋がるよう、日頃から地域内での関係機関同士の情報共有や連携が必要である。

(4) 生活困窮者自立支援事業

- ✓ 同居している親の年金で生活し、就労せず自立に向けた意識も低く、生活への不安感を持たない65歳未満の方に対する支援が多い。
- ✓ 現状での生活の厳しさもあるが、親亡き後の固定費の支払いや、老朽化した家の修理費、相続費用等の支払いができず、生活困窮が慢性化してから相談に来ることも少なくない。
- ✓ 果樹栽培が盛んな地域であるため、繁忙期のみ共選所の短期就労を行うことで、長期的な就労定着が困難となっていることもある。為、安定した収入を得ながら生活の立て直しを図ることが課題となる。
- ✓ 慢性的な疾患や精神的な問題等から、生きづらさを抱えている方もおり、生活困窮者自立支援事業のみではなく、他機関と連携する必要がある事例も増えている。

(5) 訪問介護事業

- ✓ 独居・日中独居高齢者の支援が増加しており、日常生活の質の担保が課題となっている。
- ✓ 普通の生活が維持できない利用者がいる。不衛生・温度管理ができない。
- ✓ ゴミ出しの支援及び大きいゴミ(粗大ごみ)出しの支援が課題。(訪問介護では粗大ごみの対応はできない。)
- ✓ 缶・瓶等の曜日が決まったゴミ出しの支援が困難な時がある。
- ✓ 認知症の利用者が多くなり、物とられ妄想・感情の起伏がある利用者等への支援。
- ✓ 山間地の利用者等は買い物支援が主になるケース多く、移動販売等が近くに来てくれて自分で買い物できると良い。
- ✓ 訪問先の道が狭く、ヘルパーが車を置くところが確保できない場合がある。

(6) 居宅介護支援事業(ケアプランセンター)

- ✓ 山間地域に在住の方には商店がなく、交通手段も少ない。また、一之瀬高橋等、特に遠方に住んでいる方には介護サービス事業所が対応できない場合がある。
- ✓ 農業に従事されていた方が多く、国民年金等のため収入が少なく、必要な介護サービスを受けられない方がいる。
- ✓ 高齢化が進み、近所の助け合い自体が難しくなっている地域がある。
- ✓ 高齢者施設の人材不足が深刻で、利用者への不適切な支援が増えている。また、外国人スタッフが増加しているが、利用者への周知が不十分なためか、コミュニケーションに不安を抱える利用が散見される。
- ✓ 精神疾患等の家族がいる世帯や身寄りのない独居高齢者への支援など、多問題を抱える世帯への支援が増えている。
- ✓ 特別な医療処置のある方が入所の際に選択肢が少ない。

(7) 訪問看護事業(ステーション)

- ✓ 在宅ケアシステムの基盤となる在宅診療医、訪問看護ステーションの職員の不足は大きな課題である。
- ✓ 専門性が高いケース、又は医療処置が必要なまま退院するケースがあり、安心して在宅療養生活を送るために、在宅診療医・訪問看護師等、在宅チームと、病院の医療チーム間でICTの利用を進めることで、適切に問題解決に繋がる体制の充実を図ることが必要である。
- ✓ これらの課題解決には、訪問看護ステーションは事業所を跨いだ連携、ネットワーク作りの構築が必要となっている。

第4章 計画の基本的な考え方

第3次地域福祉活動計画における評価や課題。地域の現状を踏まえ、第4次計画においては、次の基本理念及び基本方針を掲げ、福祉のまちづくりに取り組みます。

1. 基本理念

「みんなで支え合い、共につくる安心なまち」

この基本理念には、地域社会における連帯と協力の必要性を重視して、次のような意味が込められています。



「みんなで支え合い」

- ◇ 地域住民一人ひとりが、互いに助け合い、支え合うこと。
- ◇ 高齢者、障がい者、子どもなど、支援を必要とする人々を地域全体で支えること。
- ◇ 日頃からの交流やコミュニケーションを通じて、困ったときに助け合える関係性を築くこと。

「共につくる」

- ◇ 地域住民が主体的にまちづくりに参加し、協力して安全で安心なまちをつくること。
- ◇ 行政や関係機関との連携を強化し、地域全体の課題解決に取り組むこと。
- ◇ 多様な意見やアイデアを出し合い、誰もが暮らしやすいまちを目指すこと。

「安心なまち」

- ◇ 災害や犯罪に強く、安全なまち。
- ◇ 地域で生活する誰もが安心して暮らせるまち。
- ◇ 誰もが孤立せず、地域とのつながりを感じられるまち。

2. 基本方針

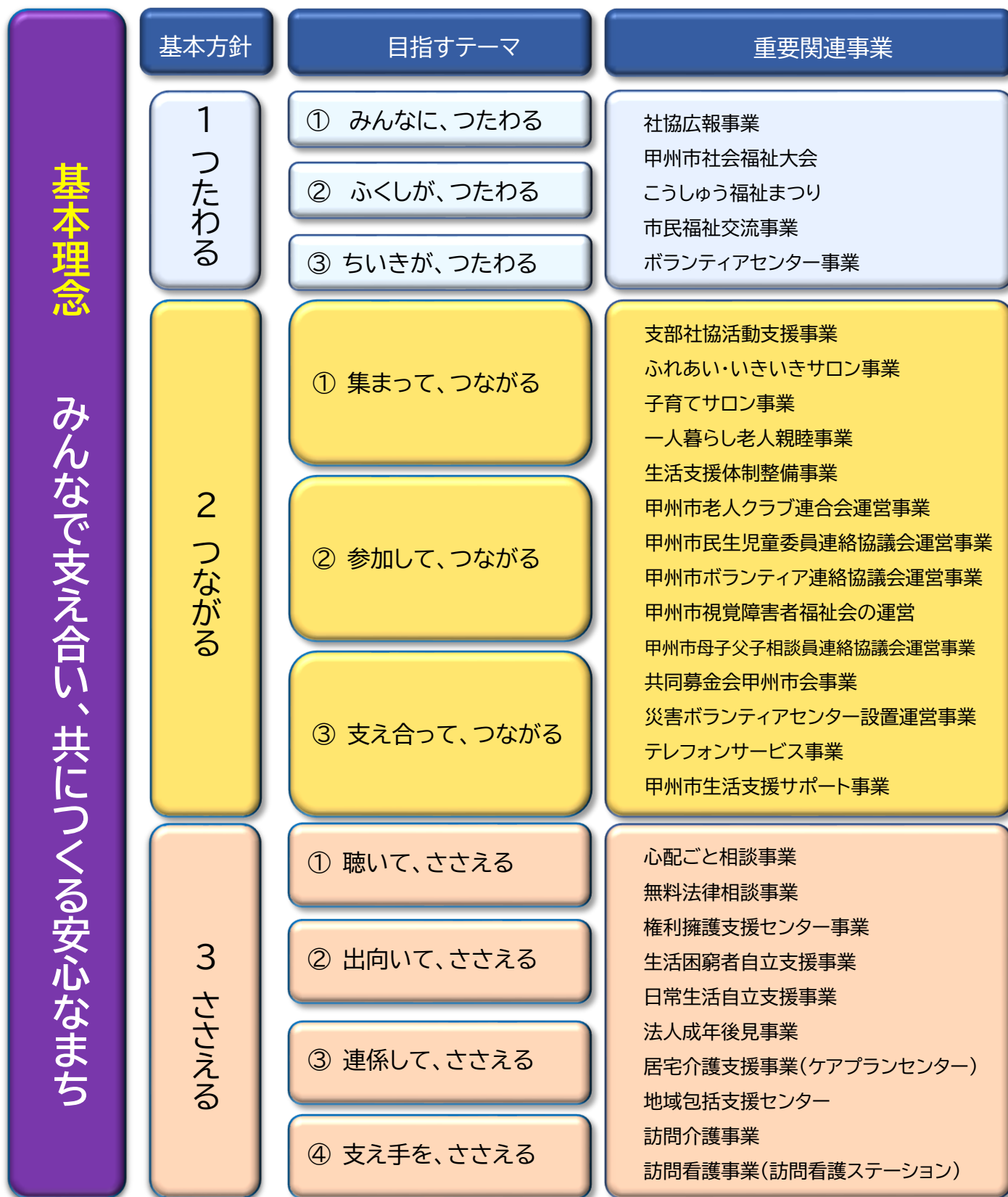
3つの基本方針

1. 「つたわる」では、福祉や地域の身近な情報を提供し、住民一人ひとりが、福祉に対して興味や関心を持つことができ、地域におけるつながりや、支え合いが再認識されることを目指します。
また、地域で暮らす個々の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる地域づくりに向けた意識啓発にも取り組んでいきます。

2. 「つながる」では、住民同士がつながることで、地域の困りごとに気づき、お互いに支え合える関係性の構築に取り組めます。
また、状況に応じて関係機関へとつなげることで、誰でも安心して暮らし続けられる地域を目指します。

3. 「ささえる」では、相談窓口などに相談できない住民に対して、積極的にアウトリーチを行います。
また、包括的な支援体制を目指し、住民の抱える地域生活課題に対し継続的に支援し、福祉と介護関係者のほか、住民の方々やボランティアなどの地域の社会資源とも連携を図ります。
さらには、家族や地域の支援者が一人で抱え込まず、安心できる体制を目指します。

3. 計画の体系図



4. 甲州市社会福祉協議会事業一覧

カテゴリー	No	事業名	内容	第4次地域福祉活動計画		
				つたわる	つながる	ささえる
知る	1	社協広報事業	社協だより及び社協お知らせ版の発行、ホームページによる情報提供	◎		
	2	甲州市社会福祉大会	社会福祉の発展に功績のある者の表彰及び住民に地域福祉への意識の高揚を図る記念講演	◎	○	
	3	こうしゅう福祉まつり	住民が福祉体験学習などを通して福祉への理解を深め、気軽に参加できるイベントを実施	◎	○	
	4	甲州市社会福祉協議会敬老事業	高齢者の長寿を祝い、祝金を支給し、市民の敬老思想を高揚と高齢者福祉の推進を図る	○	◎	
	5	老人週間慶祝訪問事業	新100歳を迎えた方の長寿を祝う	○	◎	
	6	災害時社協相互支援事業	災害時における社会福祉協議会相互の支援協定	○	◎	
参加する	7	支部社協活動支援事業	支部長会の開催や支部社協活動費の助成、支部社協との情報共有など支部社協を側面から支援する		◎	
	8	ボランティアセンター事業	ボランティアに関する相談、登録、斡旋、広報、啓発、育成の他、ボランティア活動の推進	◎	○	
	9	ふれあい・いきいきサロン事業	地域の高齢者や地域住民が身近で気軽に集まれる「つどいの場」を開催する		◎	○
	10	子育てサロン事業	子育て中の親子が気軽に集まれる「つどいの場」を開催する		◎	○
	11	一人暮らし老人親睦事業	一人暮らし高齢者の健康保持と地域内で交流を深め、地域ぐるみの福祉活動推進を図る	○	◎	
	12	甲州市ふれあい作品展事業	高齢者の趣味活動及び文化活動を促進のため、老人クラブ連合会と共催による作品展を実施		◎	
	13	市民福祉交流事業(委託)	こうしゅう福祉まつり開催時に、市民と障がい者、児童がふれあう場を提供し、交流と相互の理解を深める	◎	○	
	14	老人趣味のグループ活動事業(委託)	高齢者の趣味のグループ活動を通して、教養の向上と社会参加、健康づくりのための各教室の開催		◎	
	15	甲州市手話通訳奉仕員等育成事業(委託)	聴覚障がい者の良き理解者として奉仕活動を行うボランティアの育成		◎	○
	16	母子父子研修事業(委託)	ひとり親家庭を対象に親子で一緒に活動、外出する機会を提供し、他のひとり親家庭、母子父子相談員、家庭相談員との交流を深める		◎	
	17	生活支援体制整備事業(委託)	生活支援コーディネーターを配置し、地域組織や民間事業者等の担い手と連携・協力する協議体を運営することで、地域で支え合う体制づくりを推進する		◎	○
	18	甲州市老人クラブ連合会運営事業	甲州市老人クラブ連合会の運営		◎	
	19	甲州市民生委員児童委員連絡協議会運営事業	甲州市民生委員児童委員連絡協議会の運営		◎	
	20	甲州市ボランティア連絡協議会運営事業	甲州市ボランティア連絡協議会の運営		◎	
	21	甲州市視覚障害者福祉会運営事業	甲州市視覚障害者福祉会の運営		◎	
	22	甲州市母子父子相談員連絡協議会運営事業	甲州市母子父子相談員連絡協議会の運営		◎	
	23	共同募金会甲州市支会事業	共同募金会甲州市支会の運営及び共同募金運動	○	◎	
	24	災害ボランティアセンター設置運営事業	災害時における適切な被災者支援が行える体制を整える		◎	
	25	身体障害者交流事業	甲州市在住の身体障害者の社会参加の確保と障害者福祉の向上を図る。		◎	

カテゴリー	No	事業名	内容	第4次福祉活動計画		
				つたわる	つながる	ささえる
相談する	26	心配ごと相談事業	日常生活における心配ごとを広く受け付け、問題解決に向けての助言や情報提供		○	◎
	27	無料法律相談事業	専門的相談として法律相談を無料で開催し、市民生活の安定を図る			◎
	28	権利擁護支援センター事業 (後見中核機関)	権利擁護の普及・啓発と、様々な事案に対する相談・助言・支援を一括で行える体制を構築する		○	◎
	29	生活困窮者自立支援事業(委託)	生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的、包括的及び継続的な相談支援と困窮状態からの早期脱却を支援			◎
	30	生活福祉資金貸付事業(委託)	低所得または高齢者、障害者世帯に対し資金の貸し付けを行い、世帯の自立と生活の安定を図る			◎
	31	福祉金庫資金貸付事業	低所得または高齢者、障害者世帯に対し資金の貸し付けを行い、世帯の自立と生活の安定を図る			◎
	32	居宅介護支援事業(ケアプランセンター)	要介護者及び要支援者に対し、必要な介護サービスを受けることが出来るよう相談や調整を行う		○	◎
	33	地域包括支援センター	高齢者の総合相談や要支援者の支援、権利擁護についての相談など地域の高齢者の健康や生活の相談支援を行う		○	◎
利用する	34	ファーストスプーン事業	生後6ヶ月までの乳児を持つ家庭と社会を繋ぐ契機としてファーストスプーンの贈呈		◎	
	35	声かけ配食サービス事業	食事の支度が困難なひとり暮らし高齢者の方で、かつ安否確認が必要な方に対して昼食弁当を配達			◎
	36	テレホンサービス事業	孤独に不安を持つ高齢者に対して電話訪問をすることで、孤独感の解消と安否確認を行う		◎	○
	37	らくらく介護用品貸与事業	腰痛や骨折など日常生活に支障を来している高齢者等に対し、特殊寝具台等を貸与し自立を支援する			◎
	38	家族介護車両貸出事業	介護が必要で外出が困難な方がいる世帯に対して外出できるための介護車両を貸し出す			◎
	39	甲州市生活支援サポート事業(委託)	ちょっとした困りごとに対して地域の中でお互いに支え合う有償ボランティア活動事業		◎	○
	40	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対して、金銭管理及び福祉サービスの利用支援			◎
	41	法人成年後見事業	意思決定が困難な方に対し、社会福祉協議会が成年後見人となり、財産管理及び身上保護を行う			◎
	42	訪問介護事業(介護保険事業・総合事業)	要介護者及び要支援者等に対し、訪問介護員が自宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護等を行う		○	◎
	43	居宅介護事業	障がいのある方に対し、訪問介護員が訪問し生活及び身体的な支援		○	◎
	44	同行援護事業	視覚に著しい困難を有する視覚障がい者に対し、同行援護従事者による外出等の支援		○	◎
	45	ガイドヘルプサービス事業(委託)	障害を有する方を対象に、ガイドヘルパーが移動の介助、誘導及び見守り等を行う		○	◎
	46	養育支援訪問事業(委託)	児童の養育に支援が必要かつ、自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、訪問介護員等による支援		○	◎
	47	訪問看護事業(訪問看護ステーション)	病気や障害を持った人に対し、訪問看護師等が主治医や関係機関と連携を図り、適切な看護ケアを提供する		○	◎
	48	甲州市勝沼健康福祉センター運営事業	甲州市勝沼健康福祉センターの指定管理及び運営		◎	

第5章 3つの基本方針

1. 「つたわる」



(1)現状と課題

現在、社会福祉協議会では「社協だより」、「社協お知らせ版」、「ホームページ」などを通して、定期的に社会福祉協議会の活動情報や地域の情報を発信しています。

甲州市で行った市民アンケート調査では、社会福祉協議会の活動は全体の3割の住民が認知しているという結果でありました。しかし、年齢別では29歳以下の若年層への認知という点では、1割程度となっていること、また年齢層が高くなると認知度が上がっていく傾向があることがわかりました。

これは、年代によって社会福祉協議会事業への関わり、福祉サービス等の利用が増加していることがひとつの要因であります。また、福祉の情報発信や地域のニーズ把握や地域に出向いての情報発信が不足していることも事実です。

社会福祉協議会では、事業及び市内12地区に組織している支部の活動を通して、地域のニーズの把握に努めるとともに、福祉に関心がない、福祉を必要としていないという方々に対して、どのように情報を提供していくのか、どのような情報を提供すれば福祉の意識の啓発につながるのか検討していく必要があります。



(2)めざすテーマ

① みんなに、つたわる



住民が身近に感じることができる福祉に関する情報を発信し、より多くの住民に必要とする情報が届けられ、社会福祉協議会の活動の理解者が増えることを目指します。また、住民が福祉に対して興味や関心を持ち、住民がお互いに情報を伝え合えるようになることで、地域のつながりが生まれることを期待します。

(具体的な活動内容) 多様な媒体の活用と各年齢層に対する情報提供

- 広報誌、ホームページ、SNSなどを活用し、社会福祉協議会活動や地域福祉情報を発信していく
- 高齢者に向けては、健康や介護のほか、地域の交流イベント情報などを提供する
- 子育て世代に向けては、子育て支援に関する情報のほか、子供向けのイベント情報などを提供する
- 若者に向けては、ボランティア活動のほか、参加しやすい地域貢献活動などの情報を提供する

② ふくしが、つたわる



住民一人ひとりが、地域や福祉に対する情報に興味や関心を持つことで、個々の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる地域づくりのための意識啓発を行います。

(具体的な活動内容)

- 社会福祉協議会の各イベントや、社会福祉協議会支部における各活動の場を通して、社会福祉協議会活動を発信していく
- 地区推進員の役割を明確化し、任期終了後も引き続き福祉に関心を持ってもらえるように働きかける

③ ちいきが、つたわる



地域のニーズ把握に努め、住民が身近に感じられる地域の情報をわかりやすく伝えるとともに、気軽に参加できる機会を創出し、地域への意識や関心が高まることを目指します。

(具体的な活動内容)

- 福祉分野に限らず、地域づくりや地域課題に対しての取り組みなどの情報についても発信していく
- 賛助会員へ広報誌を配布し、福祉への理解を深める

2.「つながる」



(1)現状と課題

前回の計画からの5年間にコロナ禍を経験したことで、地域で集まる機会は減少し、人と人とのつながりが以前よりも希薄になるなど、地域のあり様に少なからずの変化が生じました。

その一方で、改めて「人とつながること」「地域でつながること」について、地域や住民自身で思い・考える契機にもなり、つながりの大切さを再認識するきっかけともなりました。

それを裏付けるように、コロナ禍が落ち着き始めると、住民が自主的に集いの場を立ち上げ、住民同士の交流を図る地域が出てきました。また、コロナ禍でも変わらずに活動を続けたサロンや老人クラブもあり、以前のようなつながりが徐々に戻りつつある様子も見えてきています。

課題としては、地域にある集いの場や交流の機会については、農繁期などの地域特性からの不定期での開催や、参加者も世代や障害の有無などで限定されてしまっており、また、役職を担うことへの負担感からか自治会未加入者も増加傾向にあります。地域のつながりが弱くなると、困りごとを抱えている住民にも気付きにくなり、早期発見・早期解決のアプローチが難しくなります。

さらには、若い世代に向けてどのような形でのアプローチが必要なのかの情報も不足しています。



(2)めざすテーマ

① 集まって、つながる



不定期やスポット的ではなく、地域の日常の中に誰もが気軽に集える場(居場所)があることで、自然と地域のつながりがつくられる関係性が構築されていきます。それにより困りごとを抱えている住民にもいち早く気付くことが可能となり、問題の早期発見・早期解決につなげることが期待できます。

さらに、そのような場が地域に複数あり、住民自身で好きな居場所を選択できるようにすることが理想です。

(具体的な活動内容)

- いきいきサロンを推進し、地域の集いの場を創出する
- 趣味サロンを推進し、多様な集いの場を創出する
- 自治会や公民館と協働し、既存の集いの場を活用する
- こどもの居場所の拡充に向けて、市内企業や法人等と連携を図る

② 参加して、つながる



世代や障害の有無などに関わらず交流できる機会を設け、お互いを理解することでつながりを広げていきます。

(具体的な活動内容)

- 世代間で交流できる事業(e スポーツ・福祉まつり等)を展開し、相互理解を深める
- SNS を活用して若い世代のニーズや意識などの実態を把握し、地域活動に参加しやすい環境を整える

③ 支え合って、つながる



地域の担い手が不足している今、支える側・支えられる側と分れるのではなく、お互いに支え合うことでできるつながりも大切です。全ての住民が担い手となりつながることで、地域全体で支え合える地域を目指します。

(具体的な活動内容)

- おたすけサポート事業や地域でのボランティア活動を通じて、地域の支え合いを推進する
- 支部訪問・見守り活動を通じて、お互いに声をかけ合い、顔の見える関係性を構築する

3.「ささえる」



(1) 現状と課題

コロナ禍以降、人との交流が減り、地域の交流の機会が減少し、困っていることを声に出せないという話声が聞かれます。また、孤立や引きこもり、独居や高齢者のみの世帯などが増加する中で、生活に何らかの不安を抱えていても、発信ができない方もいるという現状があります。

さらには、相談をされた家族や身近な人(支え手)達も、その受けた相談をどうしていいかわからずに自身でできる範囲で支えていることも少なくなく、困りごとの抱え込みや負担感の増加で疲弊してしまう方もいます。

相談窓口も多様化し、どの相談窓口に相談したらいいのかわからないまま困りごとを抱え続けてしまい、課題が積み重なってしまうという状況もあります。

また、他人に迷惑をかけたくない、経済的な負担が心配などという理由で、地域で孤立する人もいます。

福祉サービスを受けたがらないが、地域の中で生活を希望する人に対し、地域で支える支援が必要になっています。



(2)めざすテーマ

① 聴いて、ささえる



少子高齢化や貧困、引きこもり、虐待などの社会問題が複雑・多様化している中で、社会福祉協議会の様々な相談支援の窓口で相談を受け、本人とともに考え、地域で安心して生活できるよう困りごとの解決を図ります。

(具体的な活動内容)

- 心配ごと相談事業や無料法律相談事業などでは、相談窓口を設け、住民の日常生活での困りごとを聴く
- 日常生活自立支援事業や法人成年後見事業など、金銭面や本人の権利が守られるような窓口を設置する
- 介護や医療についての相談を受け、支援につなげる

② 出向いて、ささえる



相談窓口があっても相談できない、また支援や福祉サービスにつながない住民に対して、積極的にアウトリーチを行い、早期に困りごとを解決できるしくみ作りを目指します。

(具体的な活動内容)

- 相談窓口に来所することが難しい方に対しては、地域に出向いて相談を受ける
- 日頃から地域の活動に出向くなど、実態を把握し、自分から発信できない方などにも、積極的に関わり孤立が防げるようにする

③ 関係して、ささえる



包括的な支援体制の構築を目指し、住民の抱える地域生活課題に対し、継続的に支援するとともに、福祉や介護など関係者のほか、住民の方々やボランティアなどの地域の社会資源とも連携を図ります。

(具体的な活動内容)

- どの窓口で相談を受けても、適切な支援に結び付けられるような連携を図る
- 関係機関やサービス事業所のほか、住民の方々やボランティアなどの地域の社会資源と連携を図る
- ICT 化を推進して、関係機関がタイムリーな情報共有をすることで迅速かつ適切な支援につなげる

④ 支え手を、ささえる



当事者だけでなく、家族や地域の支え手が困りごとを一人で抱え込むことなく相談できる体制を整え、支え手が不安なく支援を継続できることを目指します。

(具体的な活動内容)

- 介護サービス事業を提供し、家族の負担を軽減する
- 権利擁護センターでの市民後見人の育成やボランティアセンター事業などを行い、地域での支え手を増やす
- 介護する人を支えるために、介護者のつどいなどを開催する

第6章 計画の周知と啓発

地域福祉活動計画は、市や社会福祉協議会だけでなく、地域に関わる全ての人が主体となって推進していく計画です。

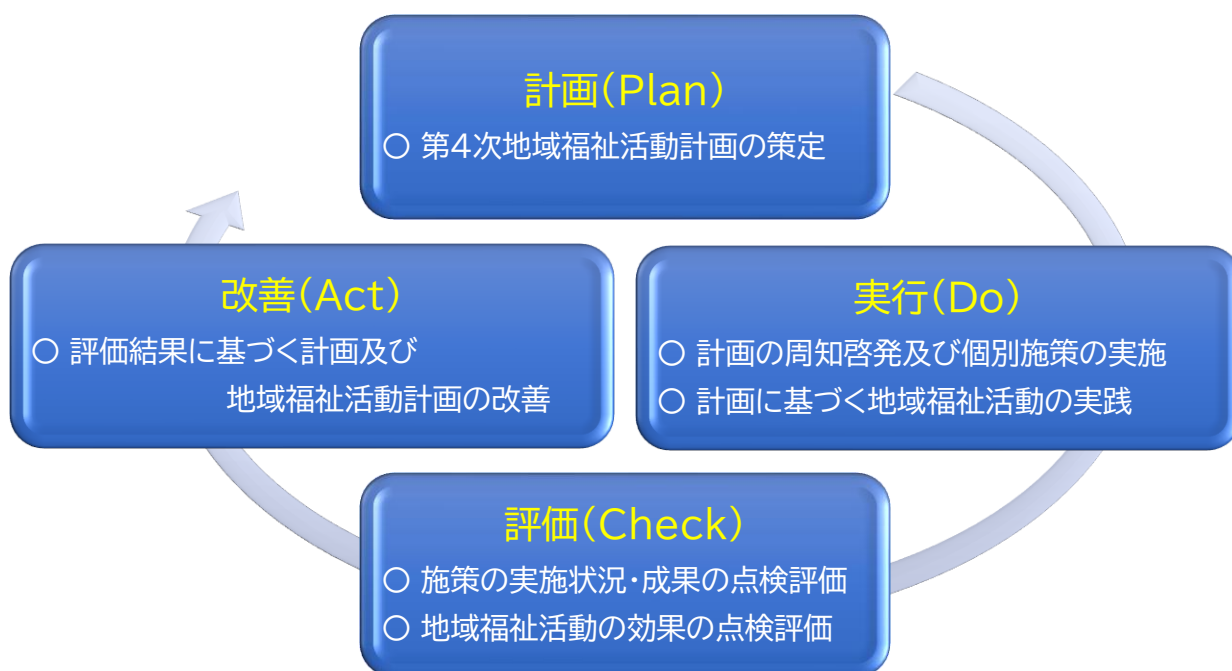
そのため、本計画の「基本理念」や「基本方針」をはじめ、具体的な取り組み内容を周知して計画を推進します。

広報誌やホームページ等を通じて本計画の周知及び啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の向上を図ります。

第7章 計画の進捗と評価

本計画の進行管理にあたっては、年次の事業計画において具体的な取り組みを計画するとともに、事業報告において報告していきます。

また、下記の Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action (改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。



【 資 料 編 】

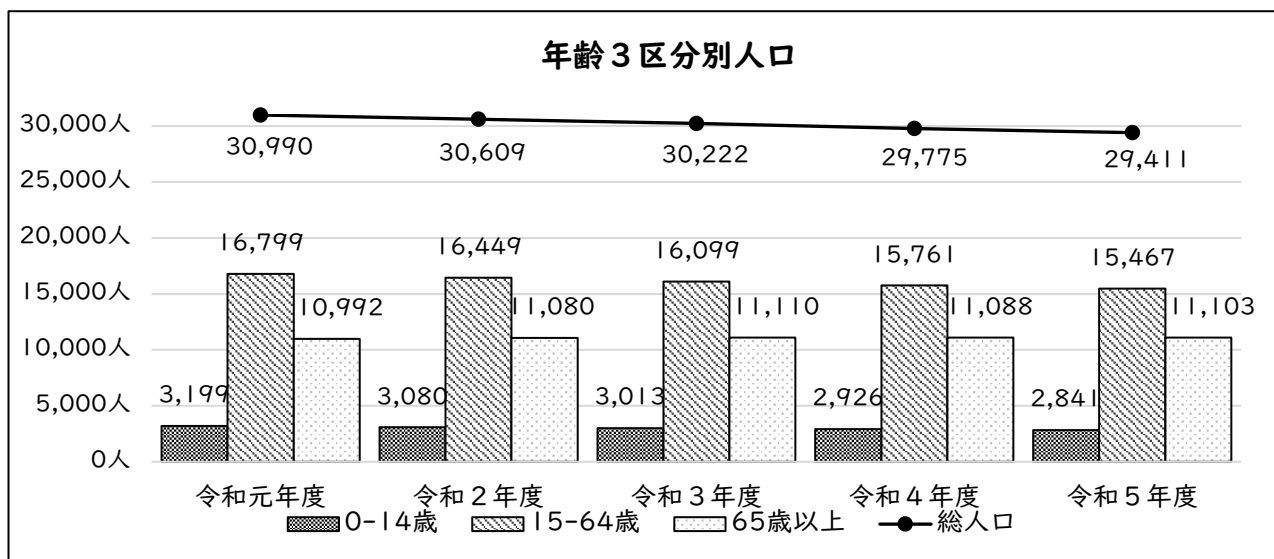
I 統計データから見る地域の状況

II 市民アンケート調査結果からの地域の状況

I 統計データから見る地域の状況

1. 人口

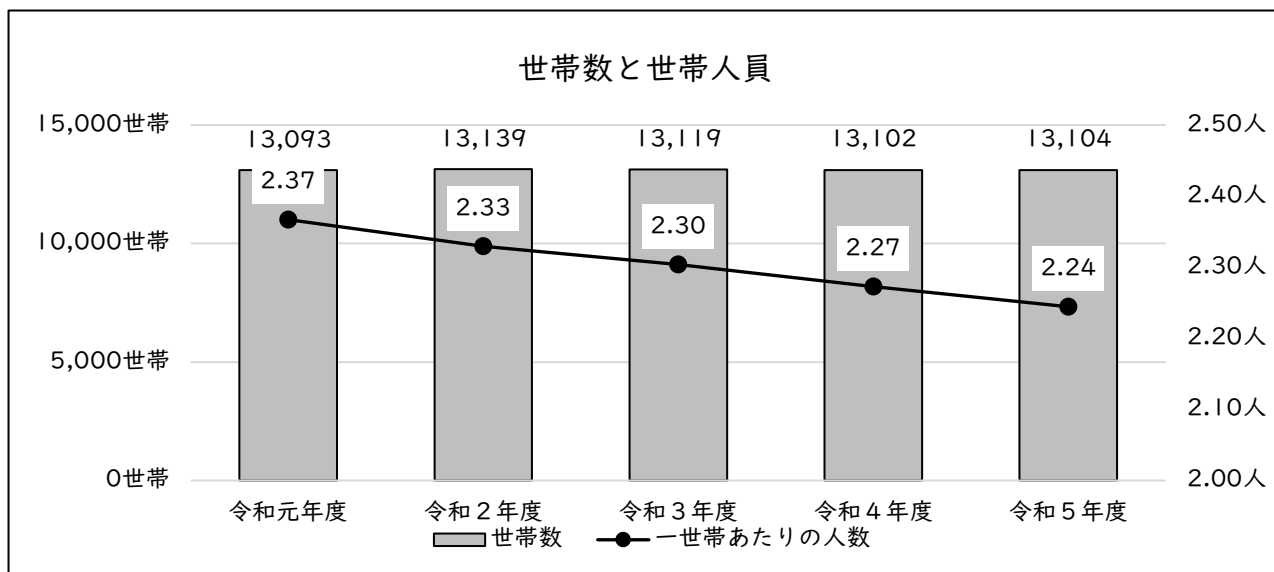
人口は減少傾向での推移で、令和4年度に 30,000 人を下回りました。年齢3区分別では、令和4年度に「0—14歳」が 3,000 人を下回り、「15—64歳」が 16,000 人を下回りました。一方、「65歳以上」は 11,000 人前後での横ばいでの推移となっています。



資料: 甲州市住民基本台帳(基準日: 3月31日)

2. 世帯

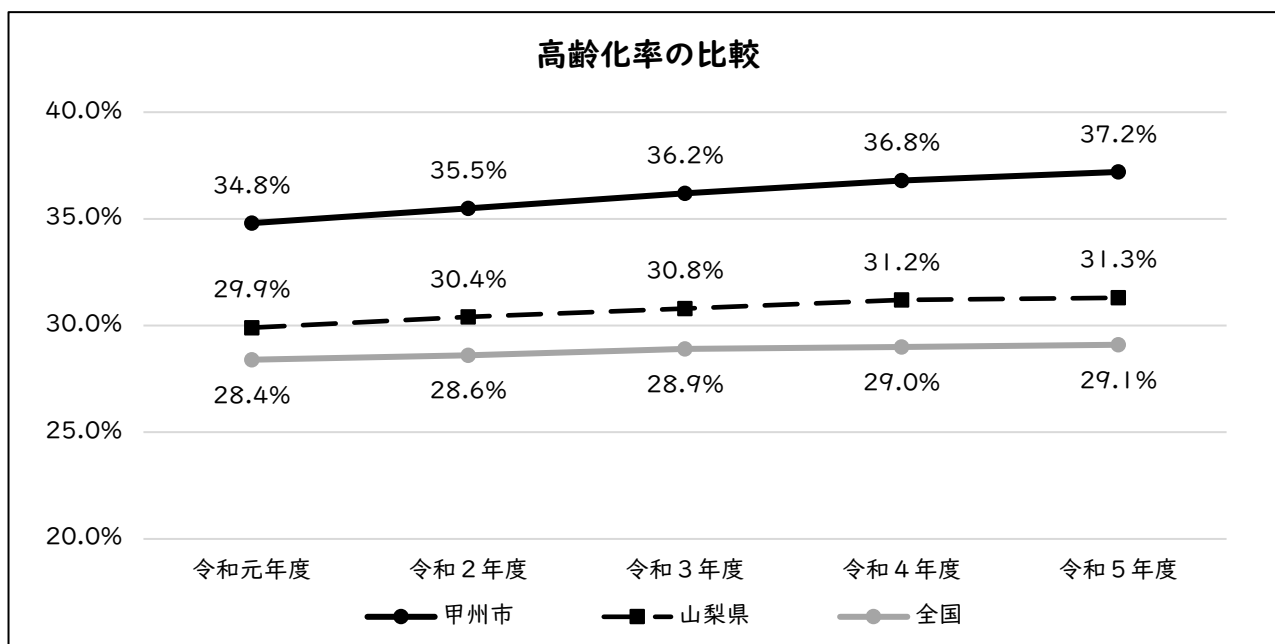
世帯数は、13,100 世帯前後で横ばいの推移となっています。世帯人数は減少傾向での推移です。



資料: 甲州市住民基本台帳(基準日: 3月31日)

3. 高齢化率

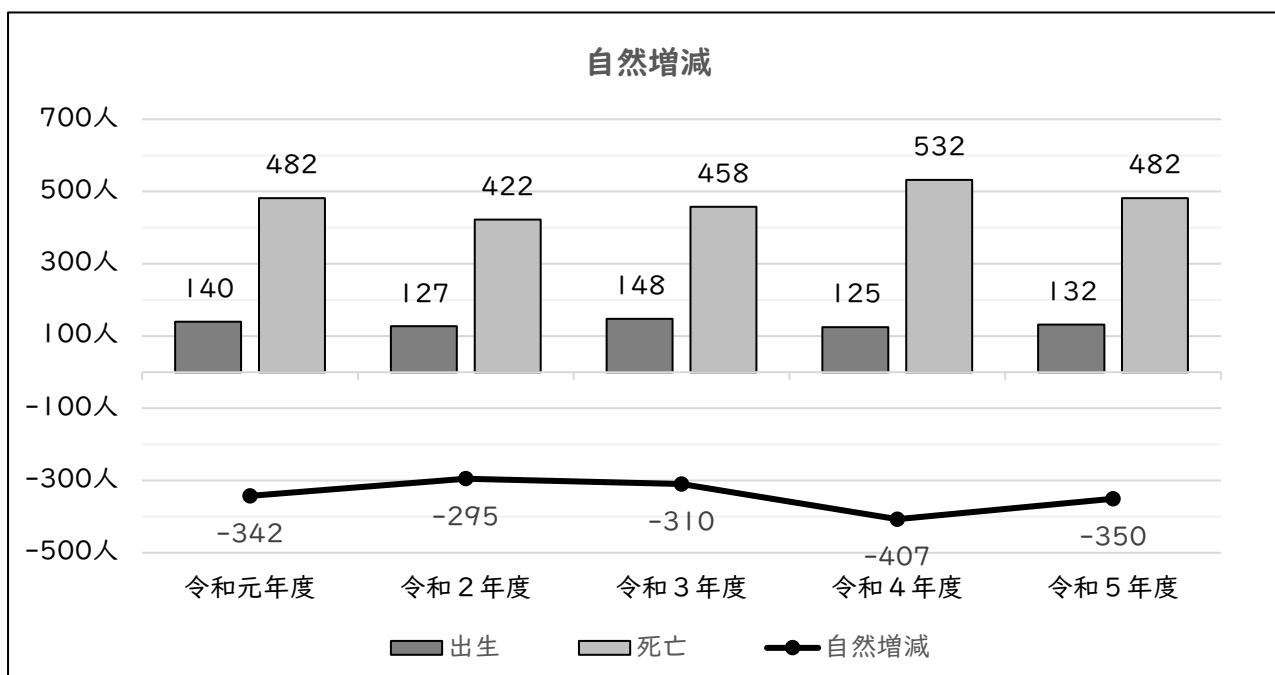
高齢化率を全国、山梨県の平均と比較すると、各年、全国平均より7～8%、山梨県平均より5～6%高い推移となっています。



資料：山梨県高齢者福祉基礎調査

4. 自然増減

出生と死亡の自然増減では、5年間を平均してみると出生が135人程度、死亡が480人程度の推移で自然減が続いています。

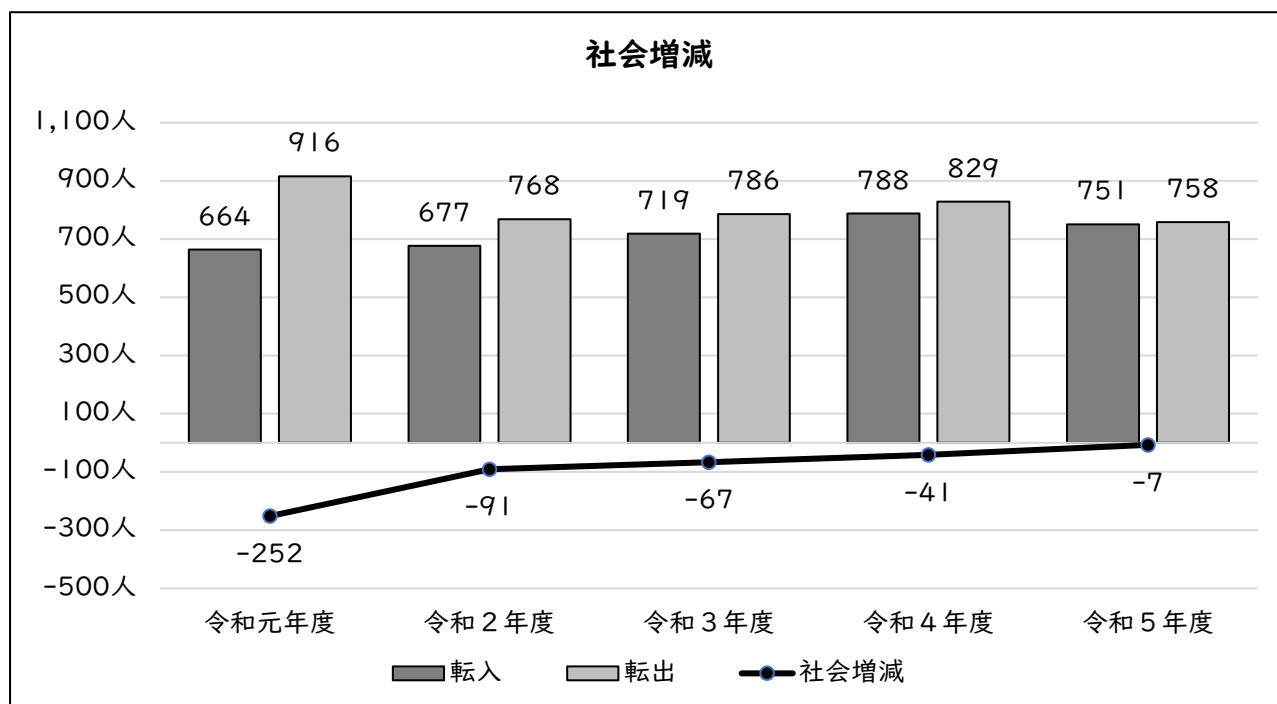


資料：甲州市住民基本台帳年報

5. 社会増減

転入と転出による社会増減では、転入が600人台から700人台後半へと増加傾向で推移し、転出は令和元年の916人をピークにその後700人台半ばから後半の横ばい傾向となっています。

令和元年の－252人の転出超過をピークに、その後、転出超過傾向は緩やかになり、令和5年度は、－7人の転出超過となっています。



資料：甲州市住民基本台帳

6. 通園・通学

各地区の合計でみると園児数、児童数、生徒数ともに減少での推移となっています。園児数の減少が続いていることから、児童数、生徒数も当面減少傾向での推移と予想されます。

保育園園児数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
合計	859	785	765	743	702
塩山地区	590	558	554	548	523
勝沼地区	238	199	184	169	161
大和地区	31	28	27	26	18

小学校児童数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
合計	1,338	1,313	1,289	1,277	1,230
塩山地区	879	857	860	848	834
勝沼地区	424	420	396	393	359
大和地区	35	36	33	36	37

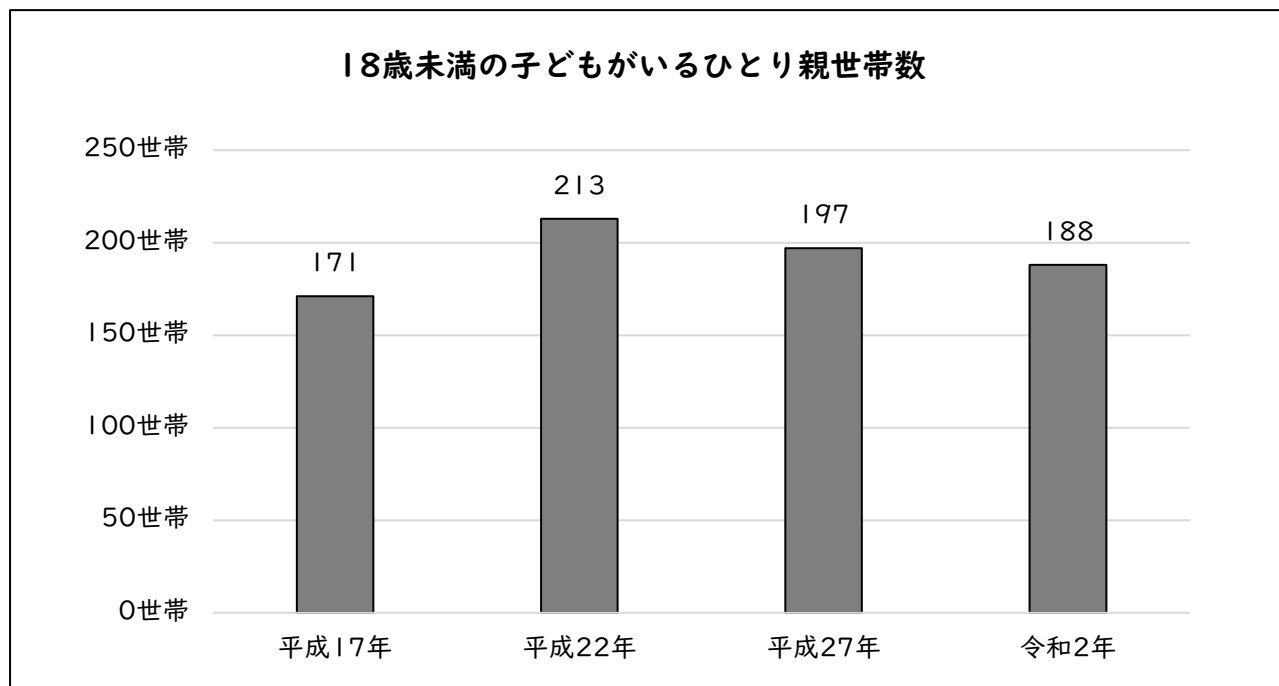
中学校生徒数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
合計	771	736	724	667	650
塩山地区	521	492	492	436	426
勝沼地区	227	227	232	231	224
大和地区	23	17	(※15)	(※14)	(※14)

注)※印は大和地区からの通学者

資料:甲州市子育て支援課・教育総務課

7. ひとり親世帯

平成22年をピークに減少傾向に転じています。



資料：国勢調査(基準日：10月1日)

8. 児童福祉手当

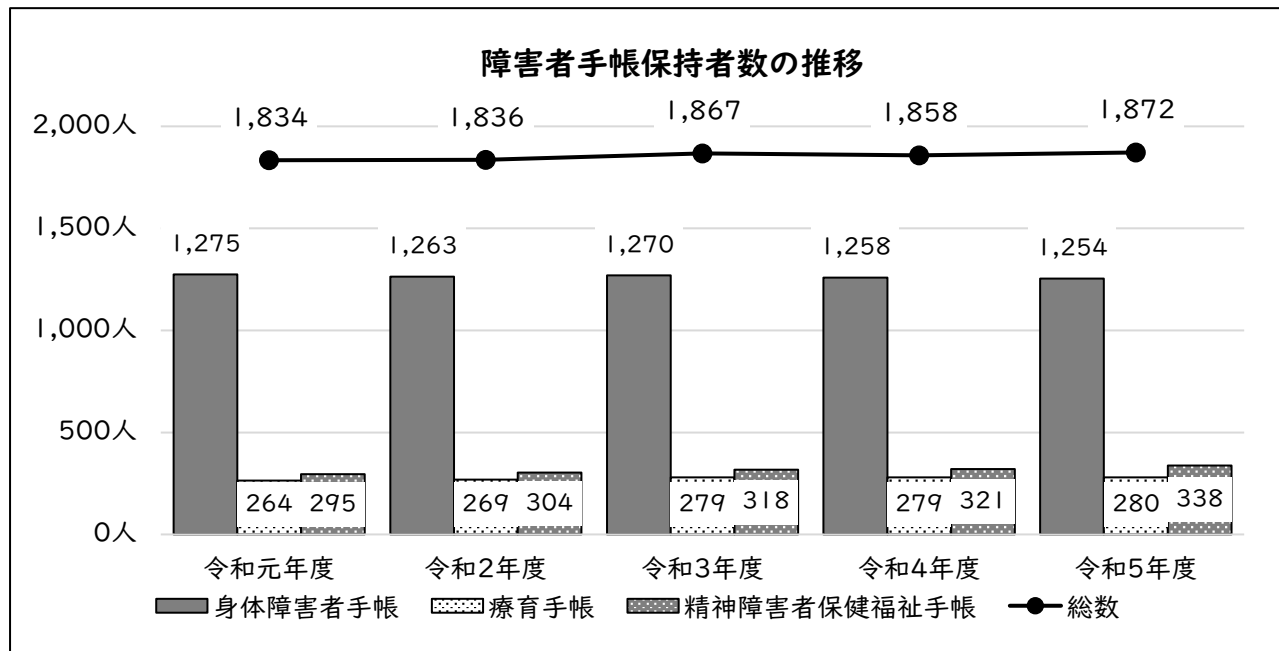
児童扶養手当の受給件数は減少していますが、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の受給件数は横ばいから微増の推移となっています。児童扶養手当の受給件数の減少は、子育て世帯全体の減少に伴うものと予想されます。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当	受給件数	242	231	214	183	163
特別児童扶養手当	受給件数	52	52	52	53	60
障害児福祉手当	受給件数	14	18	18	19	21
特別障害者手当	受給件数	25	26	29	29	30

資料：甲州市福祉総合支援課(基準日：3月31日)

9. 障害者手帳保持者数

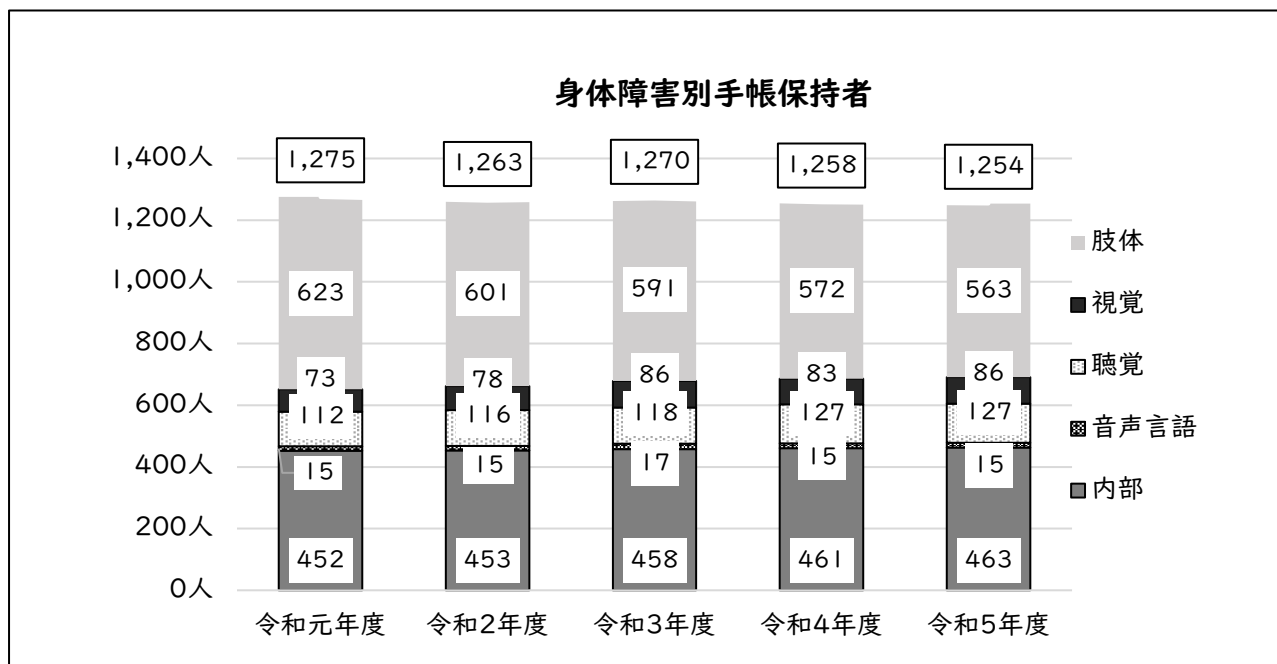
障害者手帳保持者数は、1,800人台で微増の推移です。障害別では身体障害者手帳が最も多く、約1,250人から1,275人の間で横ばいの推移で、以下、療育手帳が200人台後半、精神障害者手帳が概ね300人前後での微増傾向となっています。



資料：甲州市福祉総合支援課(基準日：3月31日)

10. 身体障害別手帳保持者

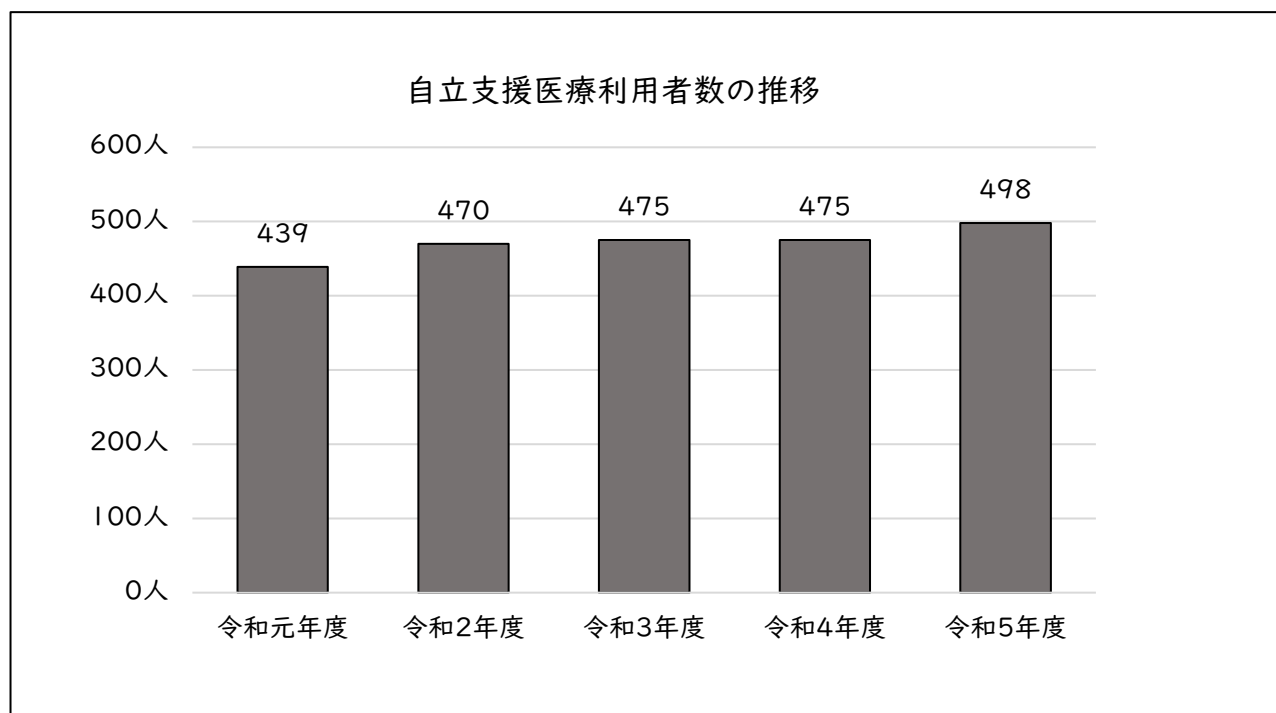
身体障害別では、「肢体障害」と「内部障害」で約8割を占めています。「内部障害」が若干増えている一方で、「肢体障害」については減少傾向です。



資料：甲州市福祉総合支援課(基準日：3月31日)

11. 自立支援医療利用者数

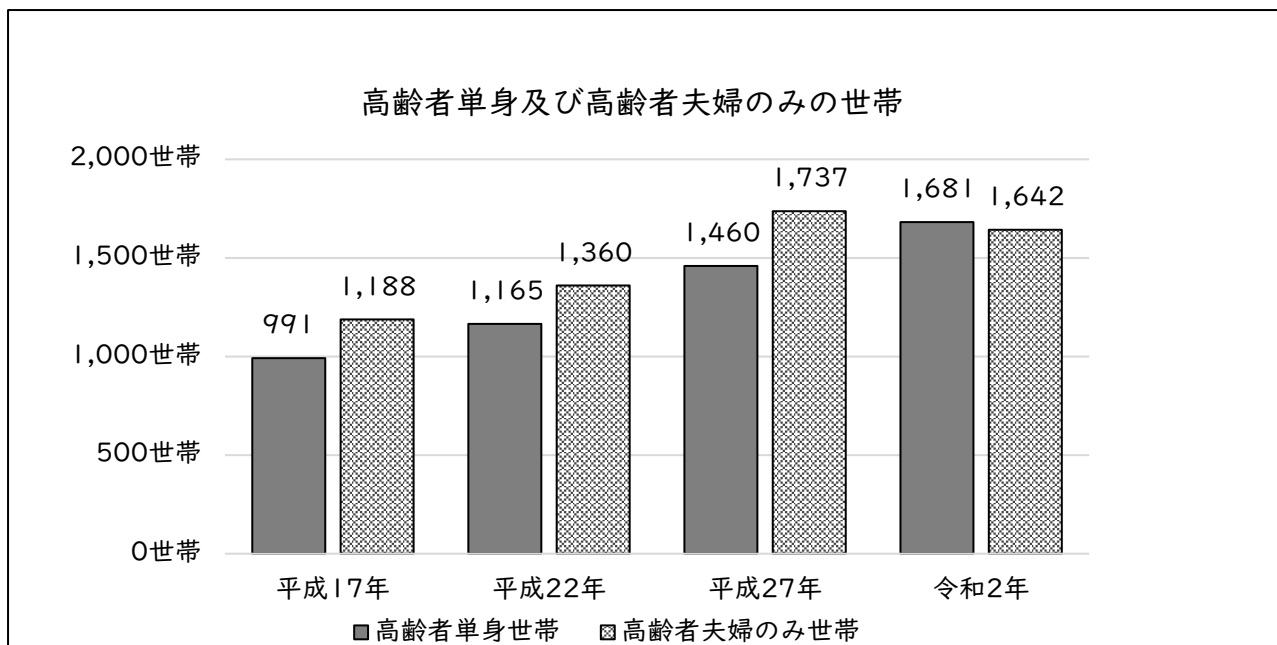
自立支援医療利用者数は増加推移で、令和元年度の439人から令和5年度には59人増の498人となっています。



資料:甲州市福祉総合支援課(基準日:3月31日)

12. 高齢者世帯の状況

国勢調査で高齢者世帯の状況を見ると、平成17年から高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯ともに増加傾向にありますが、高齢者夫婦のみ世帯は令和2年に減少しています。また、令和2年には高齢者単身世帯数が高齢者夫婦のみ世帯数を上回る結果となっています。



資料：国勢調査(基準日：10月1日)

13. 要介護認定

要介護認定は、令和元年度の合計 1,772 人から、令和5年度の合計 1,945 人と増加傾向となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	1,772	1,790	1,851	1,874	1,945
要支援1	69	77	84	78	99
要支援2	211	193	207	230	227
要介護1	279	284	295	324	323
要介護2	382	380	394	415	421
要介護3	393	396	412	378	393
要介護4	287	303	293	270	298
要介護5	151	157	166	179	184

資料：甲州市介護支援課(基準日：3月31日)

14. 福祉施設入所者数

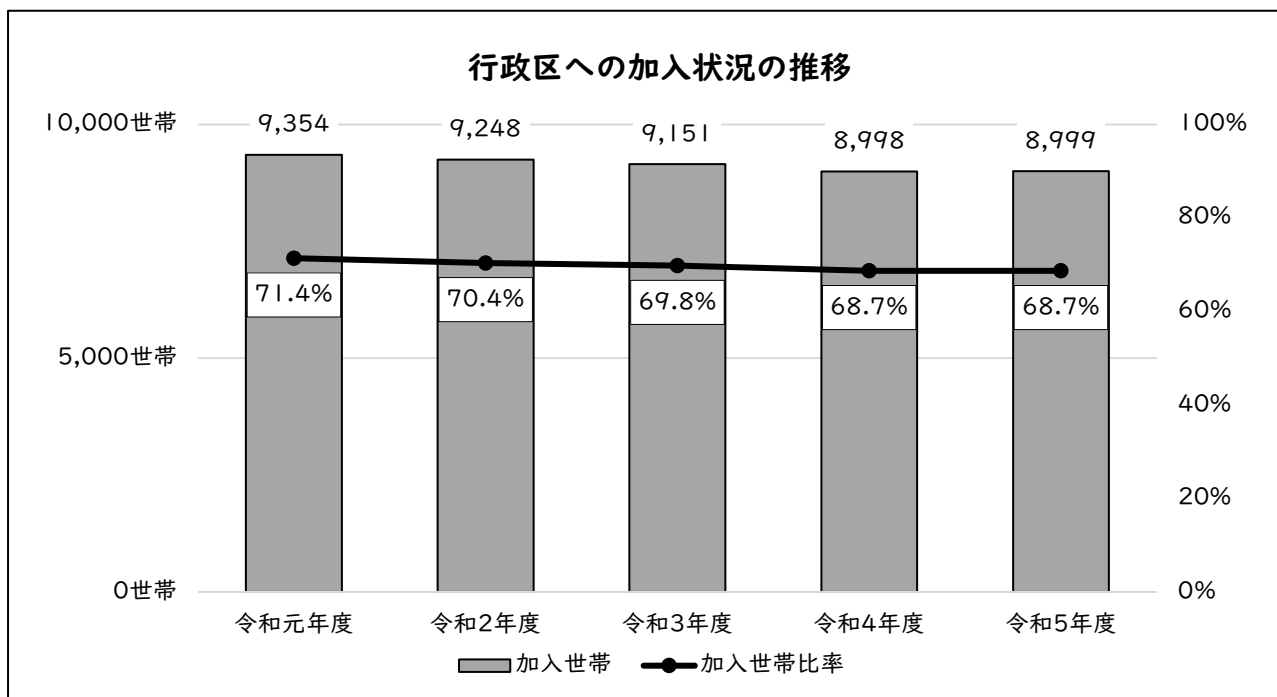
福祉施設入所者数は、合計360人から370人程度で横ばいの推移です。種別ごとに見ると、養護老人ホームが若干増えているものの概ね横ばいの状況です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	372	363	360	370	365
特別養護老人ホーム (うち地域密着)	294 (115)	291 (115)	285 (111)	286 (112)	283 (107)
養護老人ホーム	11	12	12	14	15
児童養護施設	31	26	26	28	26
障害者支援施設	36	34	37	42	41

資料：甲州市介護支援課、福祉総合支援課(基準日：3月31日)

15. 行政区の加入状況

行政区への加入状況は、減少傾向での推移となっています。令和3年度に加入率が70%を下回り、令和4年度以降 9,000 世帯を下回る状況です。



資料：甲州市総務課(基準日：3月31日)

16. 相談事業

「⑨福祉あんしん相談センター」が 10,000 件を超え最も多くなっていましたが、令和5年度には 7,535 件と約25%減となっています。

また、「①地域包括支援センター総合相談」は令和3年度までは増加傾向でしたが、令和4年度から減少に転じています。

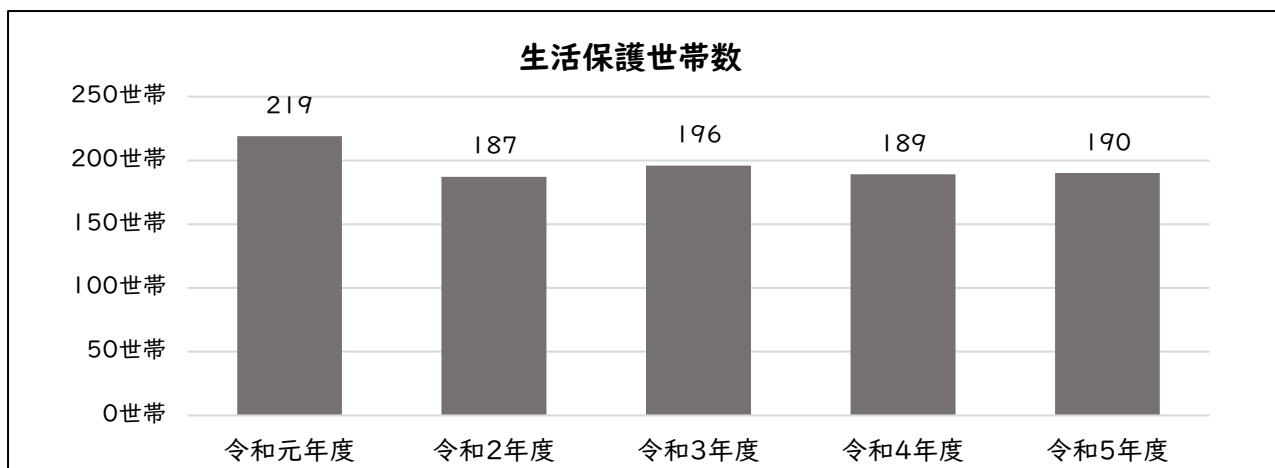
一方、「⑧母子父子相談員相談」は、年度ごとの差が大きくなっています。

相談事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①地域包括支援センター総合相談 ※電話・来所・訪問・その他	1,639	1,896	2,480	2,231	1,717
②結婚相談	45	30	23	—	—
③無料法律相談 ※相談件数制限あり（事前申し込み制）	71	73	63	54	68
④無料消費生活相談	35	19	30	26	20
⑤行政相談	11	5	8	10	8
⑥人権相談	2	1	0	2	2
⑦家庭相談	5	2	0	5	4
⑧母子父子相談員相談	29	212	81	314	172
⑨福祉あんしん相談センター ※電話・来所・訪問・その他	10,072	11,499	10,787	10,468	7,535

資料：甲州市介護支援課、市民課、福祉総合支援課

17. 生活保護世帯

生活保護世帯については、令和元年度の 219 世帯をピークに、多少の増減は見られますが、190世帯前後での横ばいで推移しています。

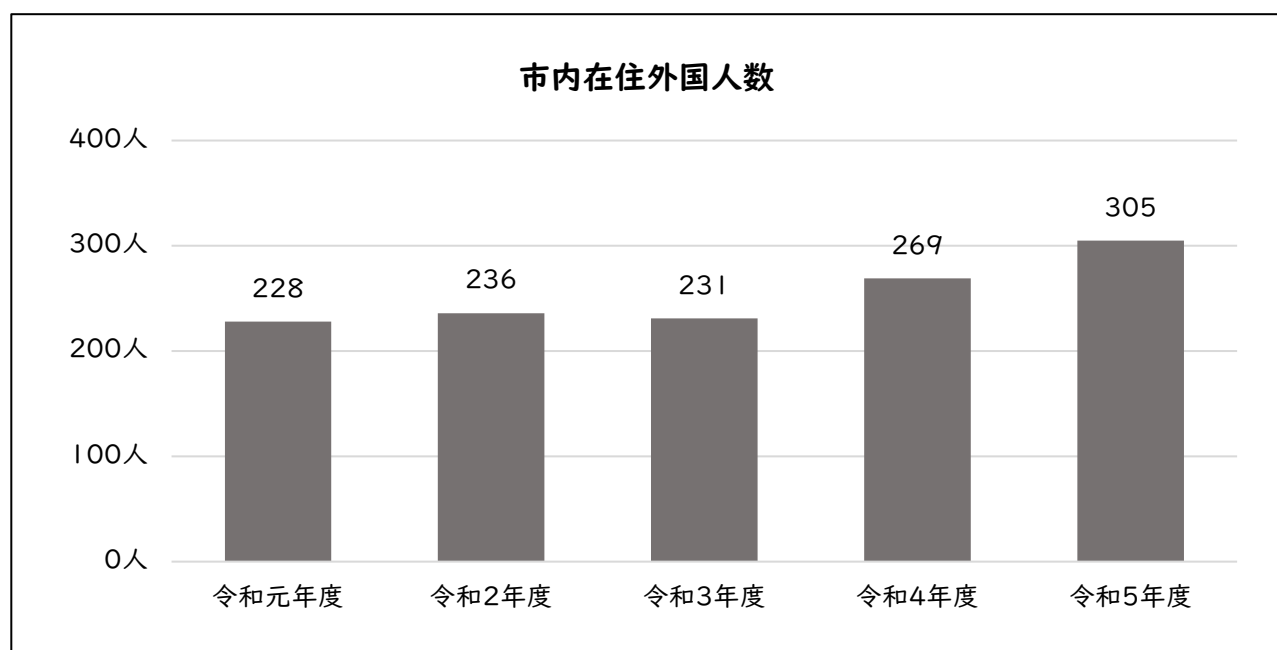


資料：甲州市福祉総合支援課(基準日:3月31日)

18. 市内在住外国人数

市内在住外国人人数は、新型コロナウイルス感染症対策で令和4年10月まで出入国制限があったため、横ばいでの推移でしたが、令和5年度には300人台に増加しています。

国別では、ベトナムが突出した増加傾向で、以下、中国、フィリピン、韓国と続いて多くなっています。



資料: 甲州市住民基本台帳(基準日: 3月31日)

国籍	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	性別		合計	性別		合計	性別		合計	性別		合計	性別		合計
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女	
ベトナム	26	44	70	35	51	86	36	53	89	40	63	103	52	64	116
中国	17	35	52	18	34	52	13	29	42	15	30	45	14	28	42
フィリピン	3	26	29	1	23	24	1	22	23	2	29	31	4	25	29
韓国	6	15	21	6	15	21	7	14	21	9	15	24	10	16	26
タイ	0	12	12	0	13	13	0	13	13	0	14	14	1	18	19
米国	9	6	15	10	5	15	9	4	13	7	5	12	8	5	13
インドネシア	8	0	8	6	0	6	6	0	6	7	0	7	8	5	13
スリランカ	3	2	5	3	1	4	3	1	4	4	1	5	6	1	7
ネパール										3	0	3	5	0	5
英国	1	1	2	1	1	2	2	1	3	2	2	4	2	2	4
台湾	1	4	5	1	3	4	1	3	4	1	2	3	1	2	3
ブラジル	1	1	2	0	2	2	1	2	3	1	1	2	2	1	3
ミャンマー	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	2	1	3
カンボジア	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	1	2	1	2	3
イタリア										1	0	1	2	1	3
マレーシア	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	2	1	1	2
ニュージーランド										0	0	0	2	0	2
オランダ	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
キプロス	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
オーストラリア	0	1	1	0	2	2	0	2	2	0	1	1	0	1	1
ペルー	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
スロバキア	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
カナダ										1	0	1	1	0	1
チェコ										1	0	1	1	0	1
モロッコ										1	0	1	1	0	1
フランス										0	0	0	1	0	1
ドイツ										0	0	0	1	0	1
ナイジェリア										0	0	0	0	1	1
南アフリカ共和国										0	0	0	1	0	1
インド	0	0	0	2	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0
アルゼンチン	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
バングラデシュ	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
モンゴル	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
合計	79	149	228	85	151	236	86	145	231	102	167	269	131	174	305

資料:外国人地域国籍別人員集計表

Ⅱ 市民アンケート調査結果からの地域の状況

甲州市が「第4次甲州市地域福祉計画」策定にあたり、地域福祉に関する意識やニーズを把握するため、地域福祉に関する市民アンケート調査を実施しました。その集計結果を掲載します。

① 実施主体

甲州市

② 調査期間

令和6年8月8日(木)～8月26日(月)

③ 対象方法

自記入式(郵送による配布)

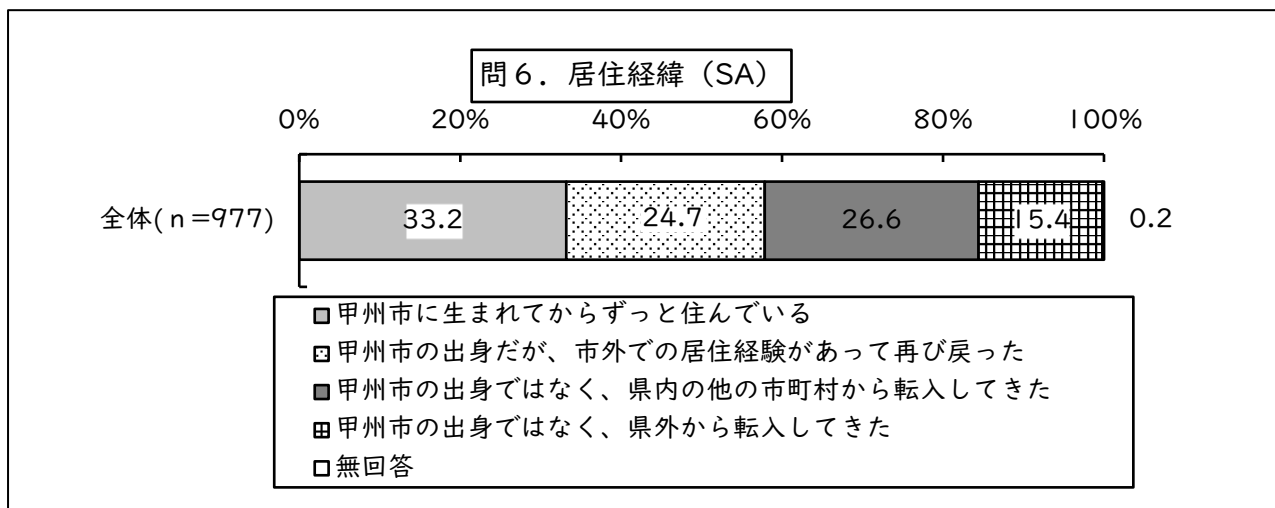
回収は、郵送による返信及びWebでの回答による

④ 対象者数

18歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出

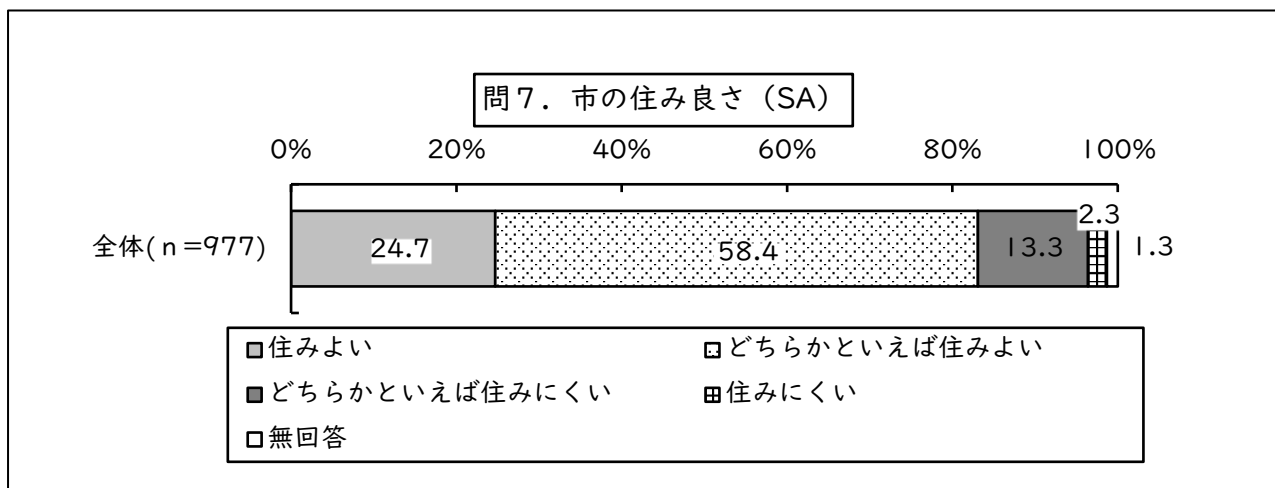
1. 居住経緯

本市に住むようになった経緯については、「甲州市に生まれてからずっと住んでいる」33.2%が最も多く、以下、「甲州市の出身ではなく、県内の他の市町村から転入してきた」26.6%、「甲州市の出身だが、市外での居住経験があって再び戻った」24.7%と続きます。



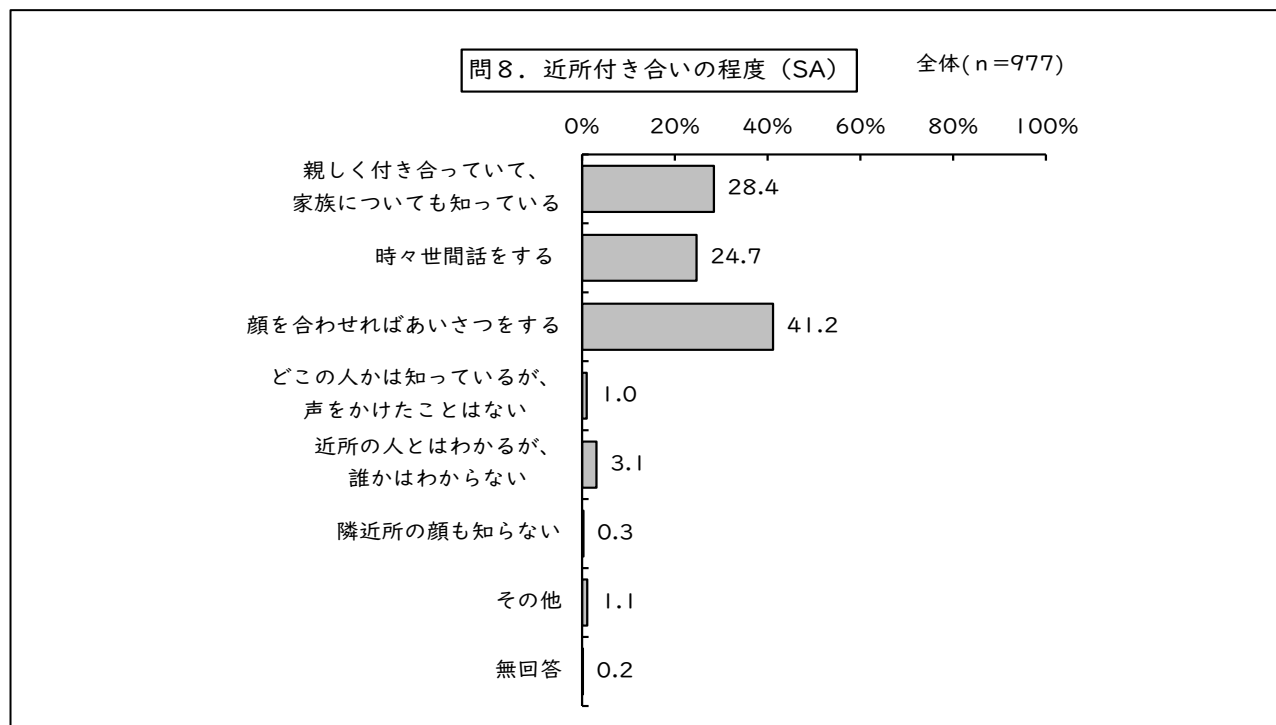
2. 市の住みよさ

本誌の住みよさについての評価は、「住みよい」24.7%、「どちらかといえば住みよい」58.4%の「肯定的な評価」が8割を超えています。一方、「住みにくい」2.3%、「どちらかといえば住みにくい」13.3%の「否定的な評価」が15%程度となっています。



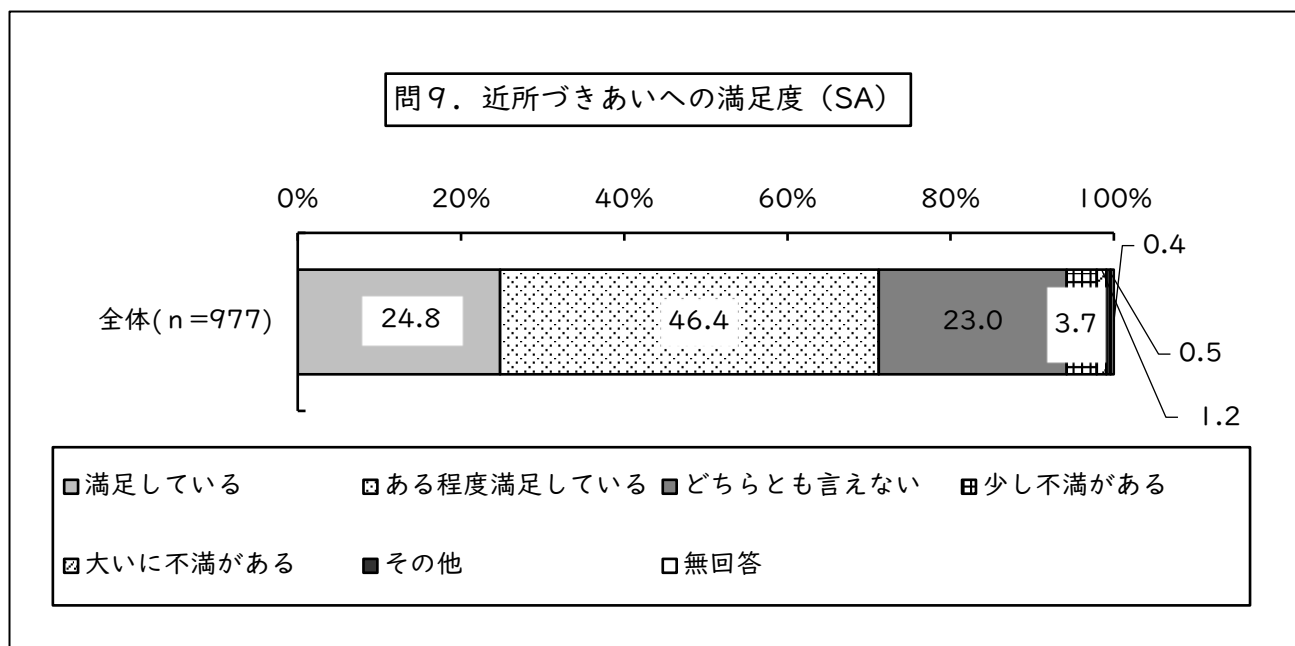
3. 近所づき合いの程度

近所づき合いの程度については、「顔を合わせればあいさつをする」41.2%が最も多く、以下、「親しく付きあっていて、家族についても知っている」28.4%、「時々世間話をする」24.7%と続いています。



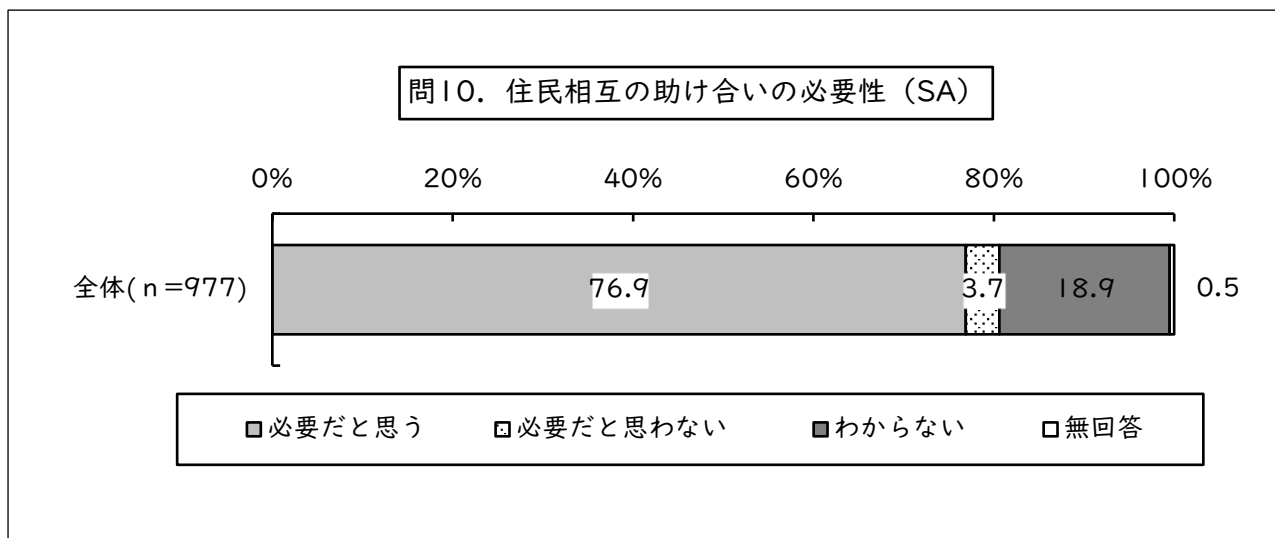
4. 近所づきあいへの満足度

近所づきあいへの満足度については、「満足している」24.8%、「ある程度満足している」46.4%の「肯定的な意見」が7割となっています。「少し不満がある」3.7%、「大いに不満がある」1.2%の「否定的な意見」は5%に満たない結果です。



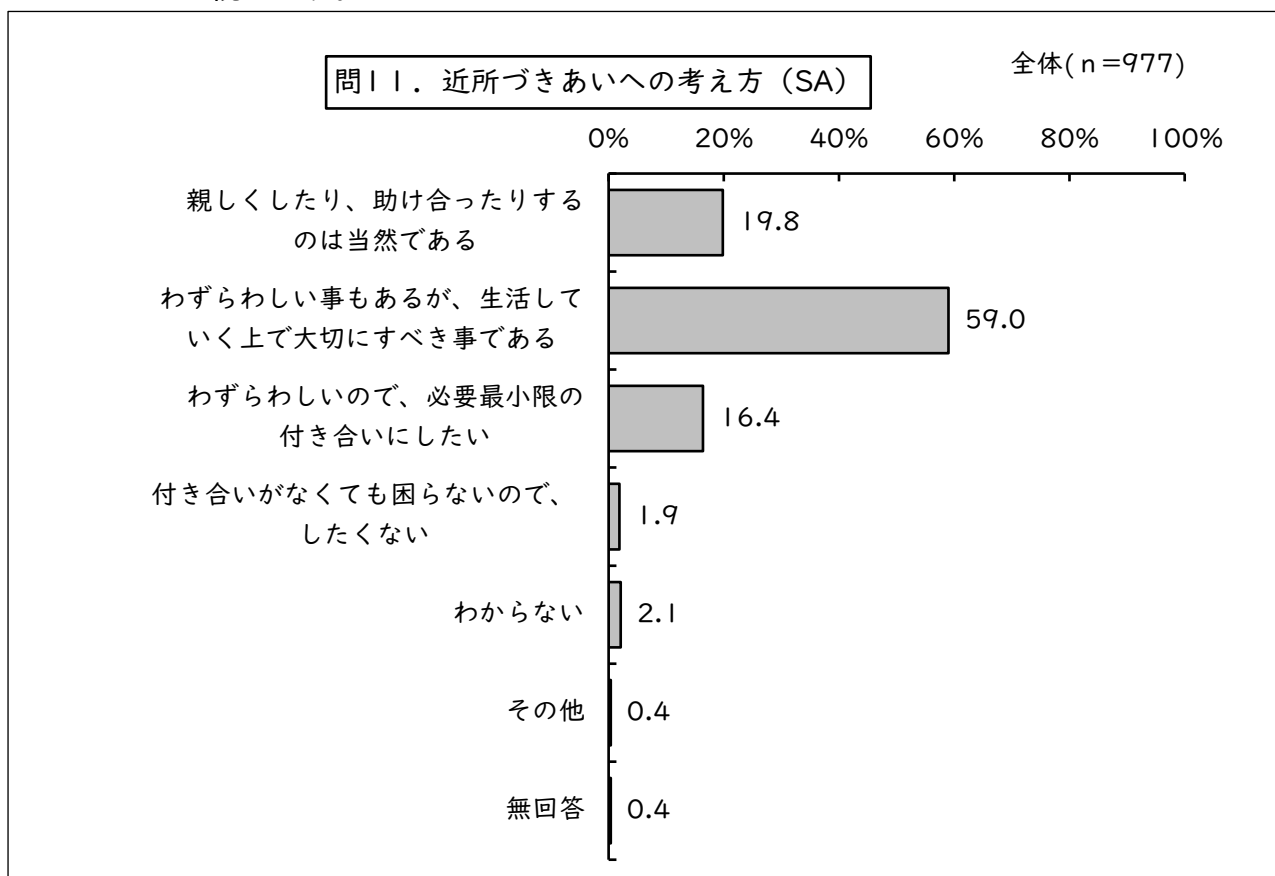
5. 住民相互の助け合いの必要性

住民相互の助け合いの必要性については、「必要だと思う」76.9%となっており、「必要だと思わない」は3.7%であり、5%に満たない結果です。



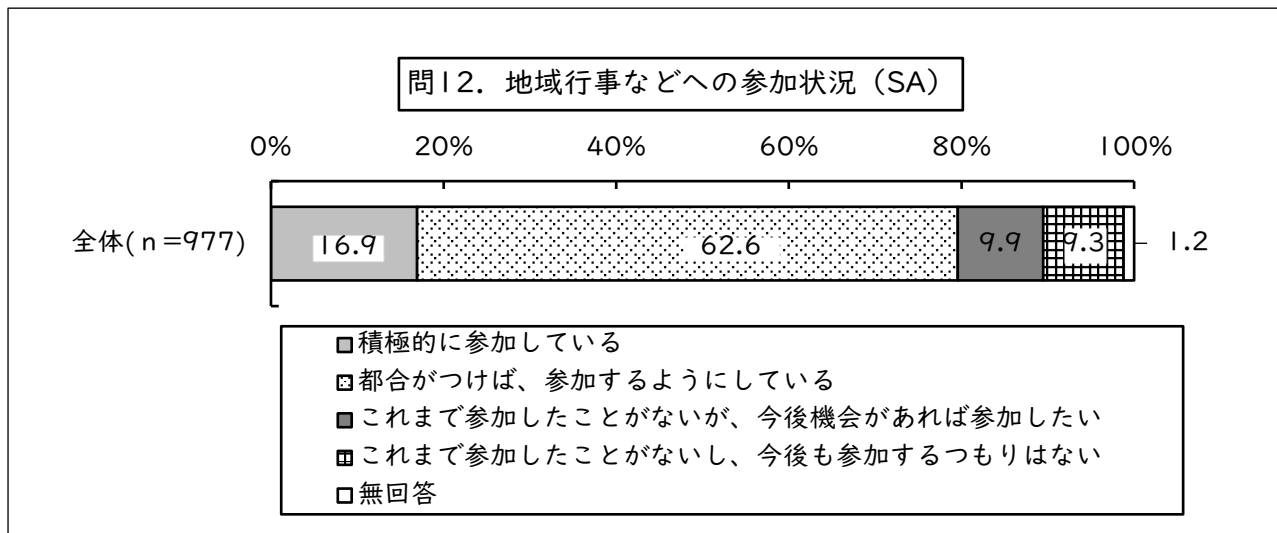
6. 近所づきあいへの考え方

近所付き合いについては、「わずらわしい事もあるが、生活していく上で大切にすべきことである」が59.0%と6割を占め最も多く、次いで「親しくしたり、助け合ったりするのは当然である」19.8%と「わずらわしいので、必要最小限の付き合いにしたい」16.4%が続きます。



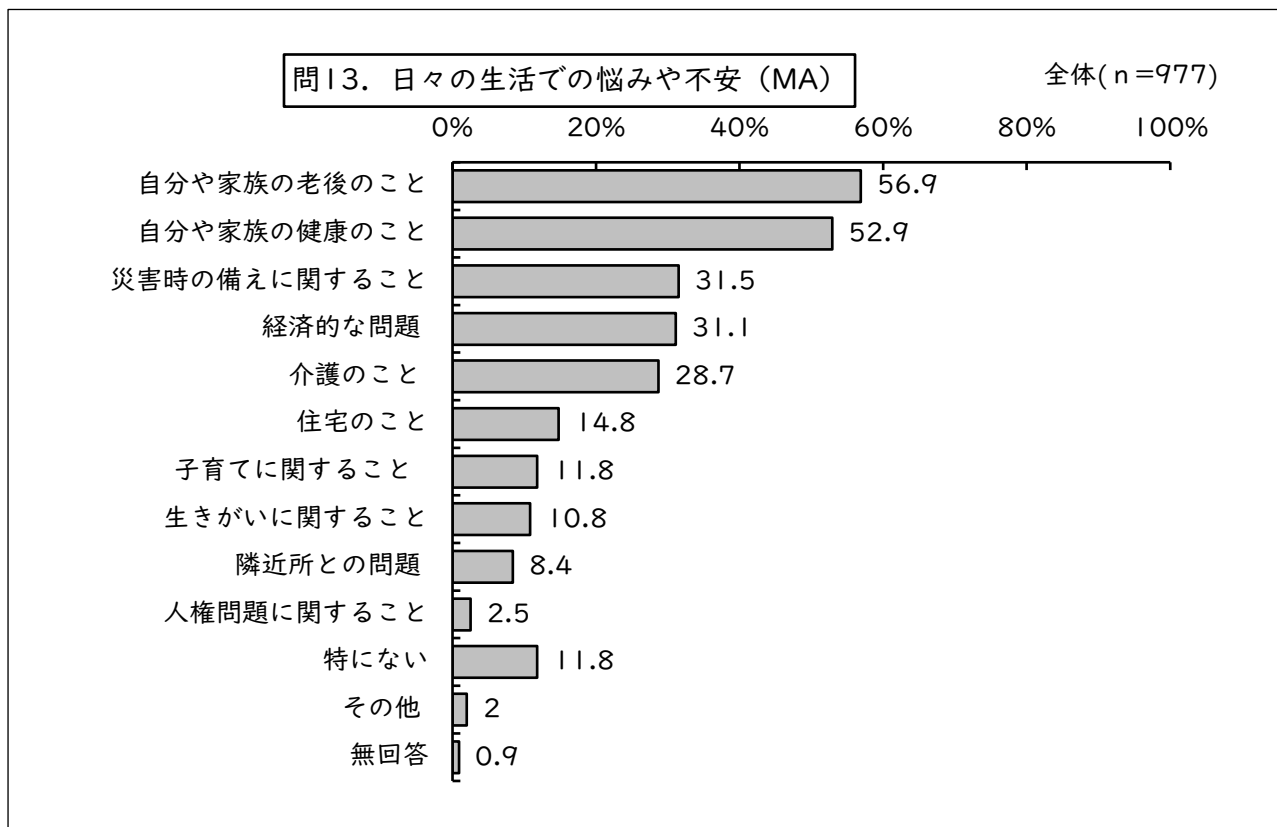
7. 地域行事などへの参加状況

地域行事などへの参加状況については、「都合がつけば、参加するようにしている」62.6%が最も多く約6割を占めています。一方、「これまで参加したことがないし、今後も参加するつもりはない」9.3%という考え方も約1割となっています。



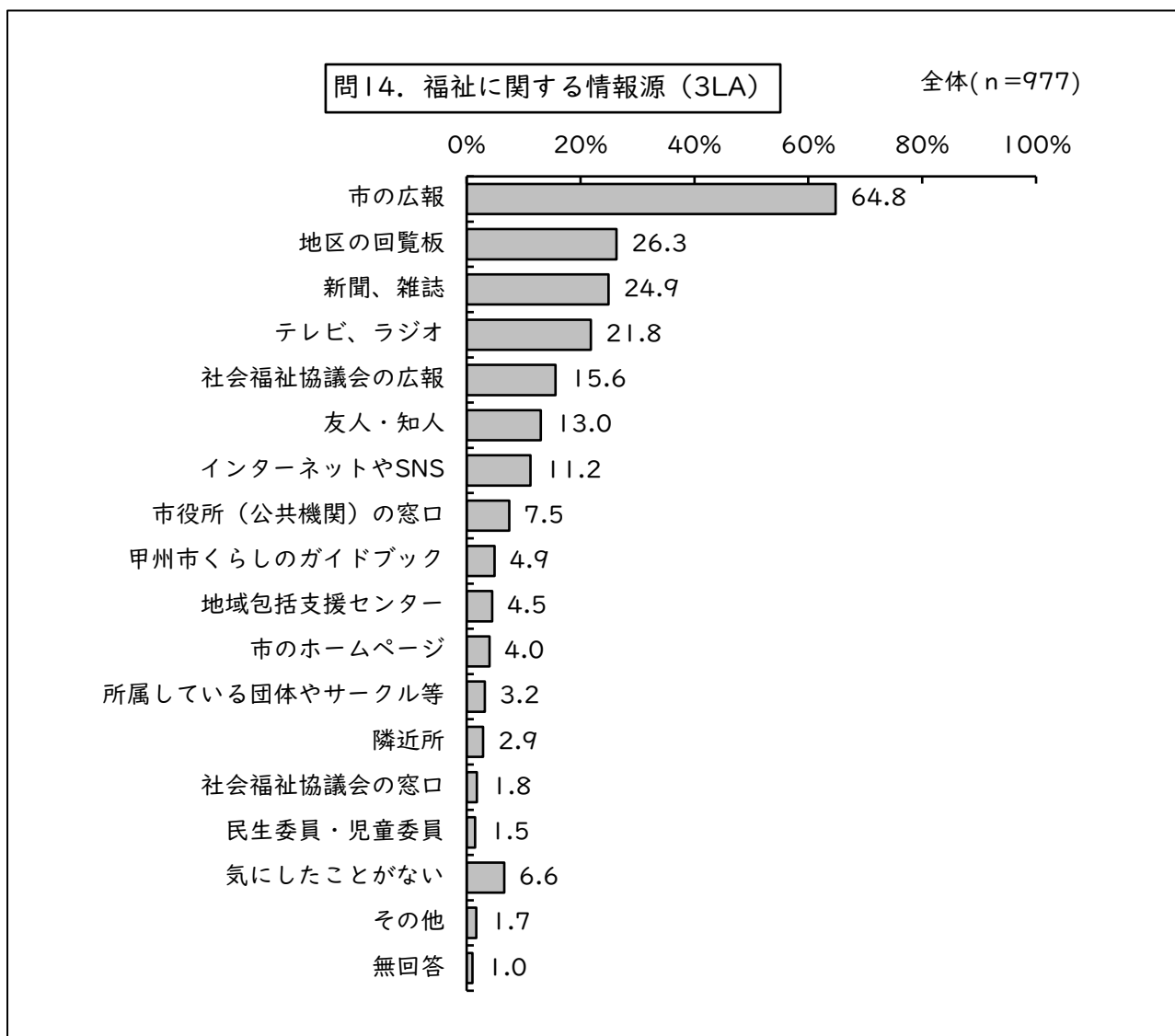
8. 日々の生活での悩みや不安

「自分や家族の老後のこと」56.9%、「自分や家族の健康のこと」52.9%がともに半数を超え、多くなっています。以下、「災害時の備えに関すること」31.5%、「経済的な問題」31.1%、「介護のこと」28.7%が約3割を占めています。また、「特にない」11.8%が1割となっています。



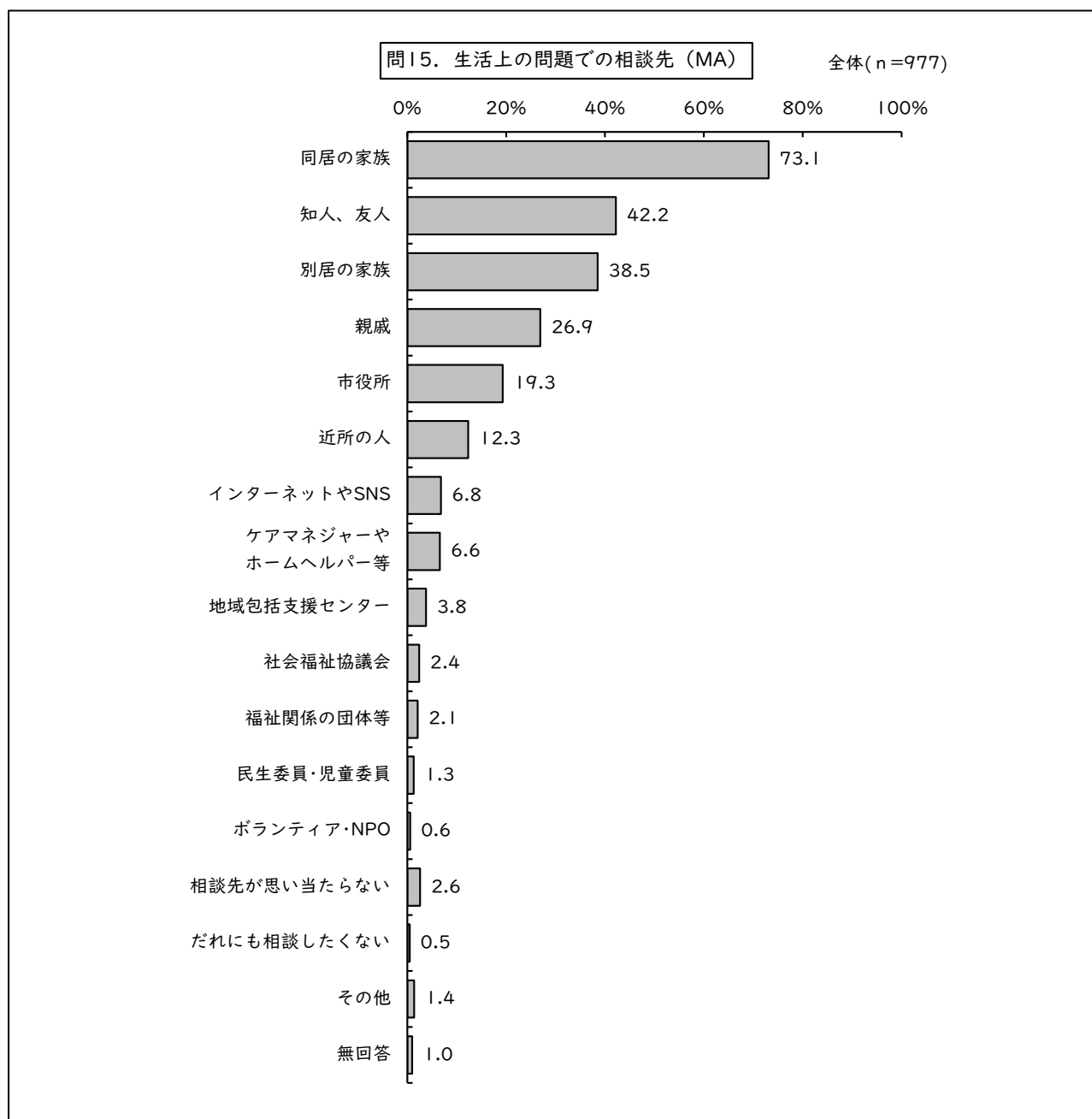
9. 福祉に関する情報源

福祉に関する情報源としては、「市の広報」64.8%が目立って多く、以下、「地区の回覧板」26.3%、「新聞、雑誌」24.9%、「テレビ、ラジオ」21.8%と続いています。



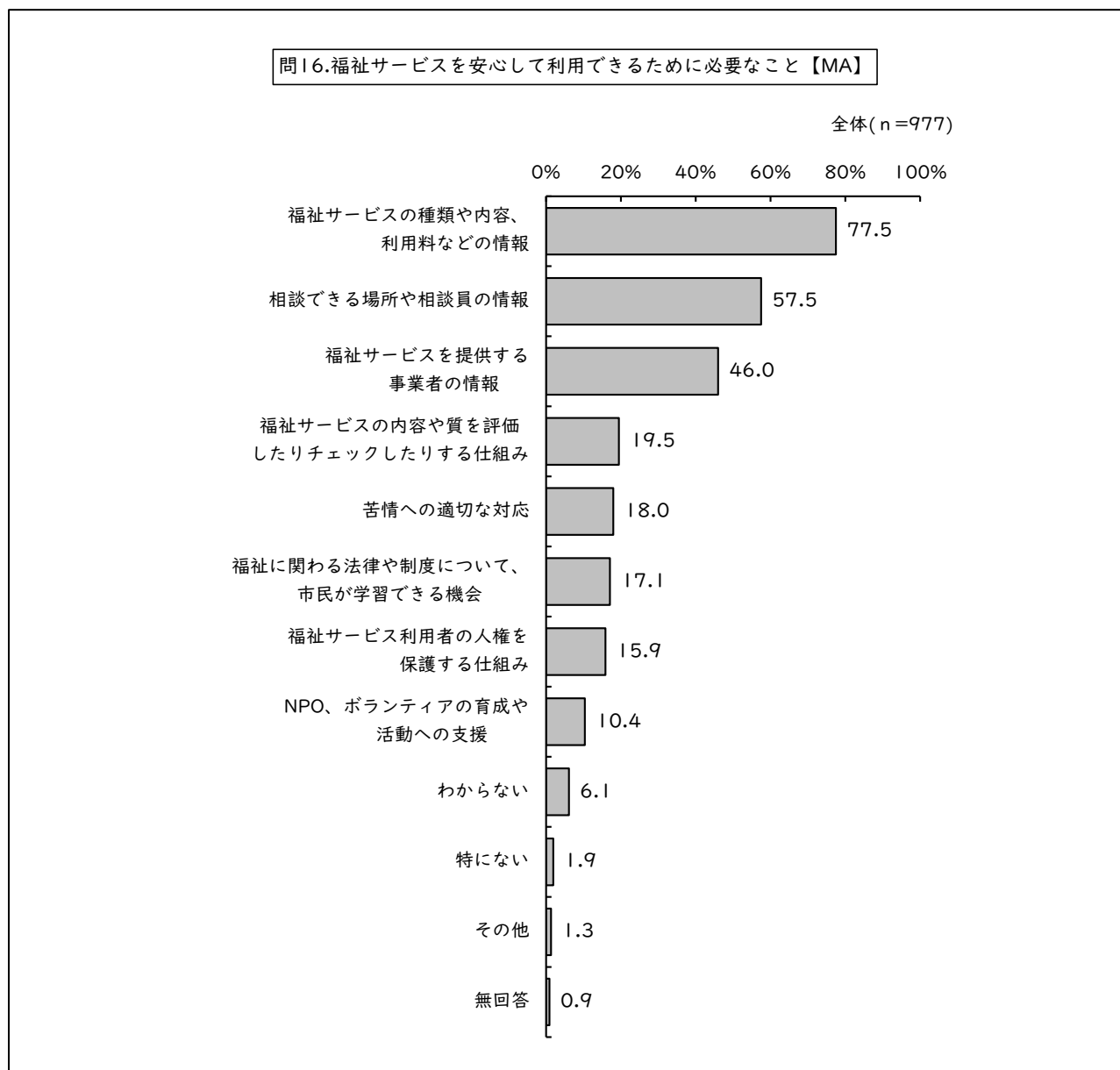
10. 生活上の問題での相談先

相談先については、「同居の家族」73.1%が最も多く、以下、「知人、友人」42.2%、「別居の家族」38.5%、「親戚」26.9%と続いています。



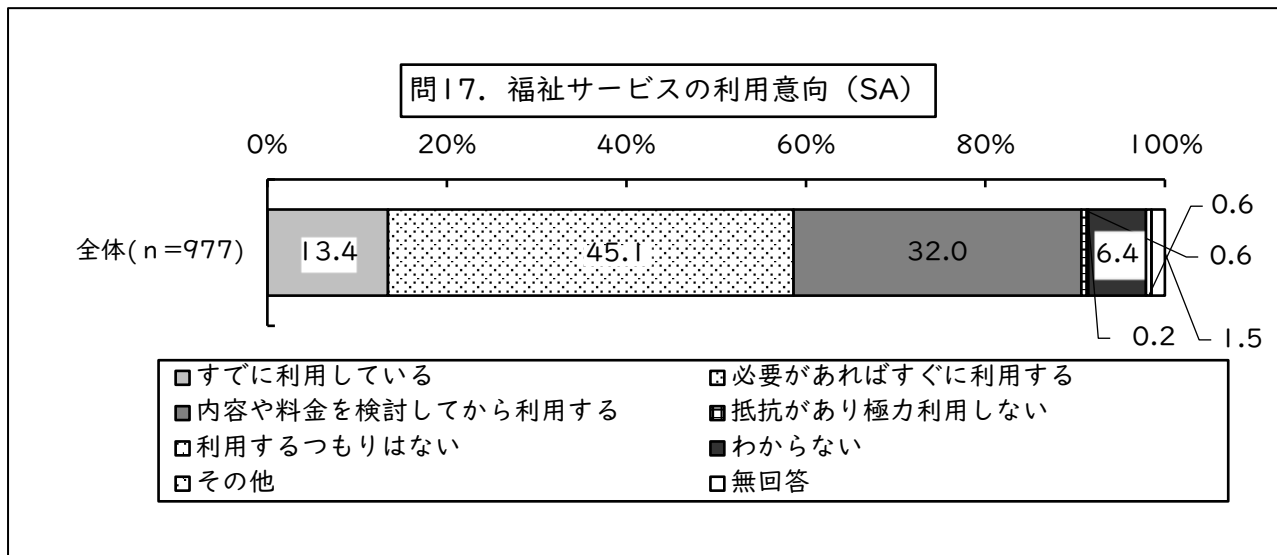
11. 福祉サービスを安心して利用できるために必要なこと

福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために必要なことは、「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」77.5%が最も多く、以下、「相談できる場所や相談員の情報」57.5%、「福祉サービスを提供する事業者の情報」46.0%と続き、この3項目に回答が集中しています。



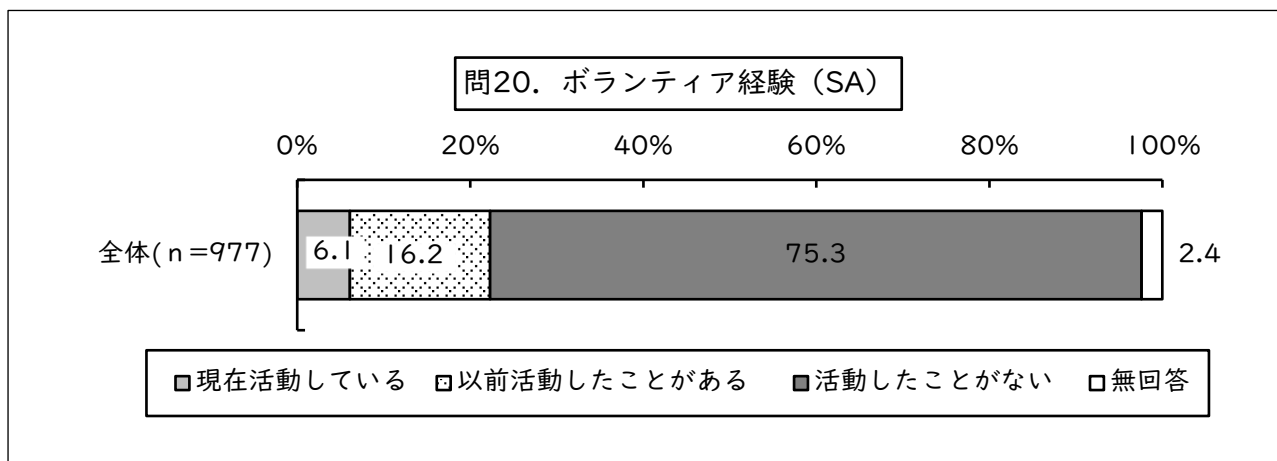
12. 福祉サービスの利用意向

福祉サービスの利用意向については、「すでに利用している」13.4%、「必要があればすぐに利用する」45.1%の利用意向が高い層が約 6 割、「内容や料金を検討してから利用する」32.0%とした条件検討後が約3割となっています。



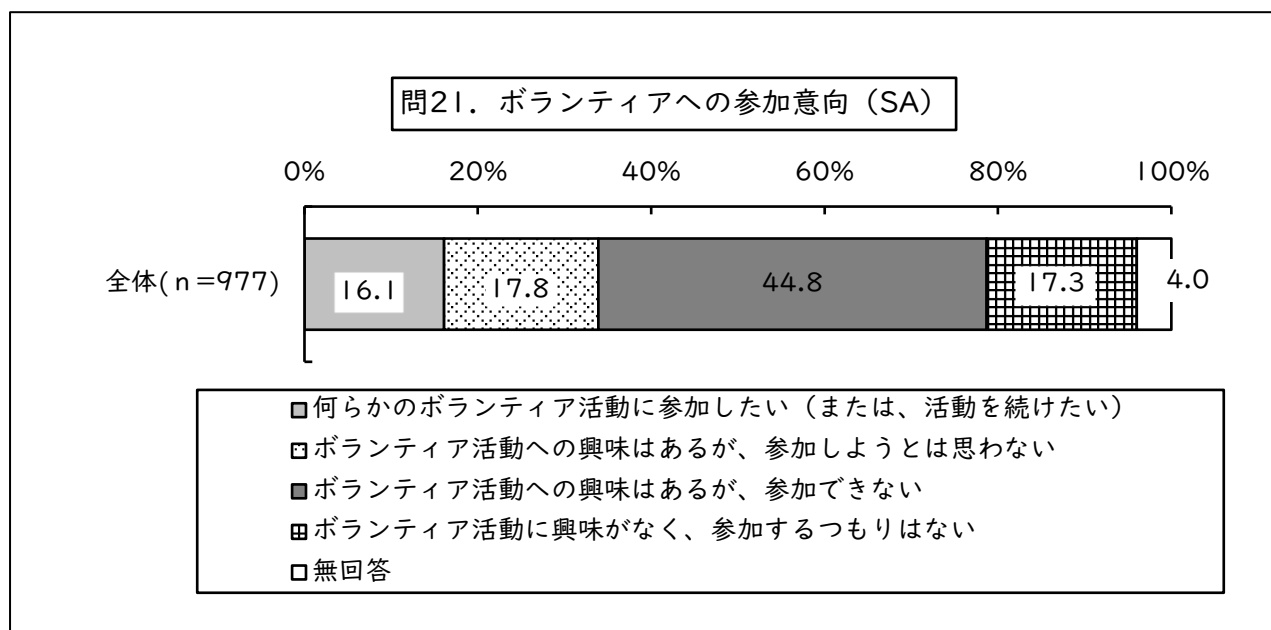
13. ボランティア経験

ボランティア経験については、「活動したことがない」75.3%が最も多く、全体の 3/4 となっています。「現在活動している」6.1%、「以前活動したことがある」16.2%で、活動経験としては全体の2割程度です。



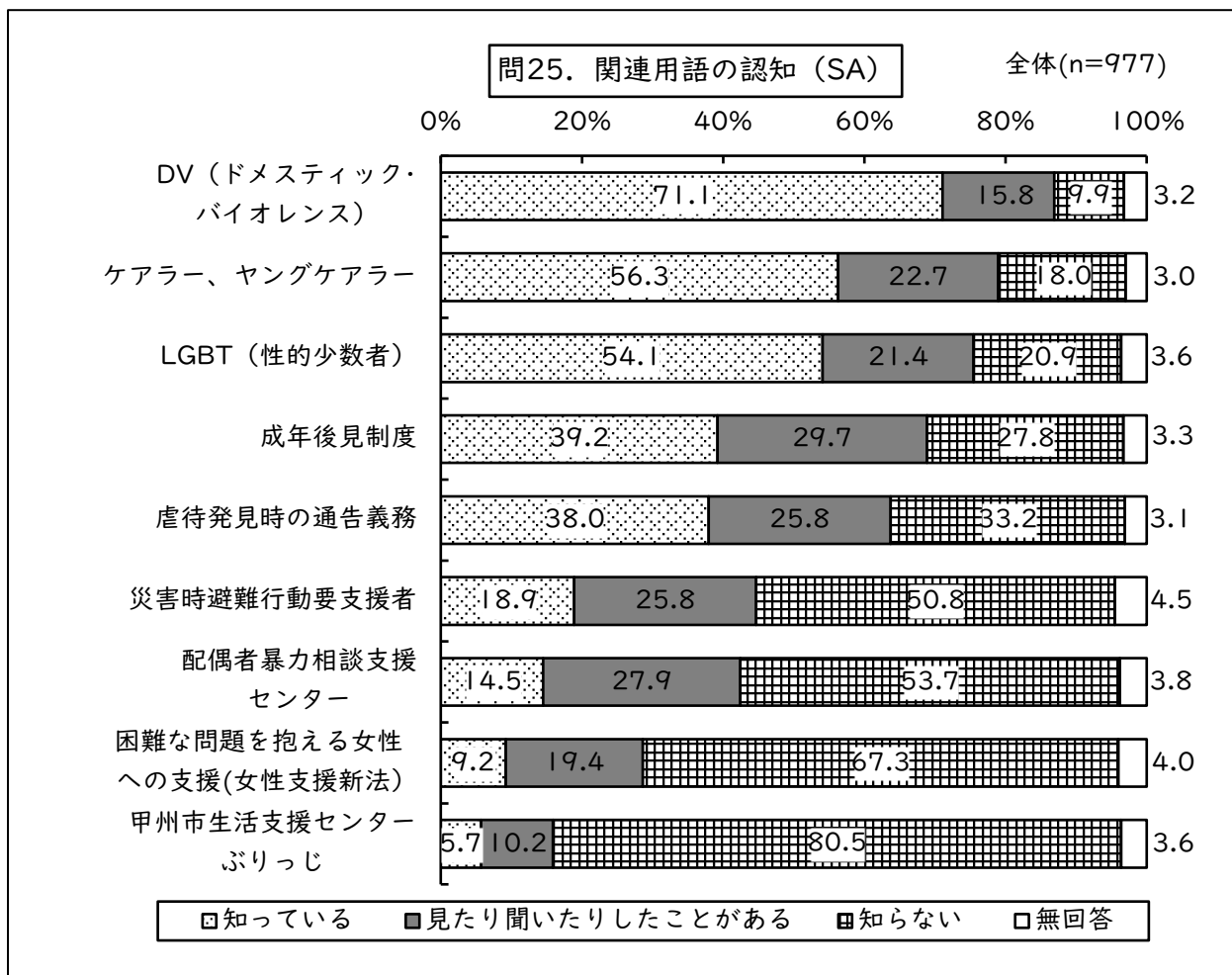
14. ボランティアへの参加意向

福祉分野のボランティア活動への参加意向については、「ボランティア活動への興味はあるが、参加できない」44.8%が最も多くなっています。「何らかのボランティア活動に参加したい(また、活動を続けたい)」16.1%、「ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない」17.8%、「ボランティア活動に興味がなく、参加するつもりはない」17.3%の3項目が同程度の割合となっています。



15. 福祉用語の認知

福祉に関する用語の認知では、「DV(ドメスティック・バイオレンス)」71.1%、「ケアラー、ヤングケアラー」56.3%、「LGBT(性的少数者)」54.1%の3項目が50%を超えています。一方、「災害時避難行動要支援者」、「配偶者暴力相談支援センター」、「困難な問題を抱える女性への支援(女性支援新法)」、「甲州市生活支援センターぶりっじ」の各項目は「知らない」が5割を超えています。





社会福祉法人 甲州市社会福祉協議会

令和7年6月発行

住所 〒404-0042 山梨県甲州市塩山上於曾977-5

電話 0553-34-8195／FAX 0553-34-9270

URL <http://www.koshushishakyo.or.jp/>